

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月26日
【計算期間】	第6期（自 2019年12月7日 至 2020年12月7日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け） ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンドまたは世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド(両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)を「Aコース」といい、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)を「Bコース」といいます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	<Aコース>	日経225	ブル・ペア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	あり (部分ヘッジ)	T O P I X	条件付運用型
大型株	年4回	日本				
中小型株	年6回 (隔月)	北米 欧州	ファンド・ オブ・ファンズ	<Bコース> なし	その他()	ロング・ ショート型 ^{2/3} 絶対収益追求 型
債券	年12回 (毎月)	アジア オセアニア				
一般	日々	中南米				
公債		アフリカ				
社債		中近東 (中東)				
その他債券	その他 ()	エマージング				
クレジット属性						
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券(債券))						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

本ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント（以下「SMA」といいます。）に係る契約^{*}に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

なお、本書において、文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。また、必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人的名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドは「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）」および「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）」とは別のファンドであり、決算頻度が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

<ファンドのポイント>

1. 主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う（為替変動リスクを低減する）コース（Aコース）と、為替ヘッジを行わないコース（Bコース）があります。
3. JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

Aコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

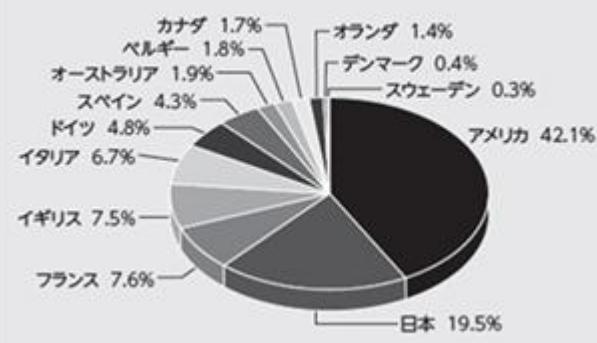
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）パートナーイー・リミテッド（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」、「GSAMニューヨーク」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMロンドン、GSAMニューヨークおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

<ファンドのベンチマーク>

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することをめざします。

ベンチマークの国別構成比(2020年11月末現在)



Aコース

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）(円ヘッジ・ベース)

Bコース

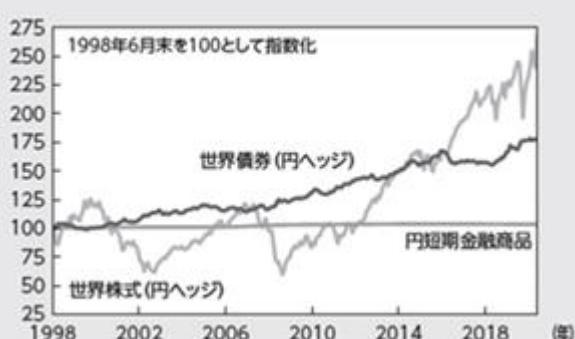
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）(円ベース)

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指標です。

<なぜ世界債券投資なのでしょうか>

各資産クラスに投資した場合の値動きの推移



債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、値下がりのリスクがあり、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

期間：1998年6月末～2020年11月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCIのデータを基に

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界株式：MSCIワールド・インデックス（円ヘッジ）

世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・イン

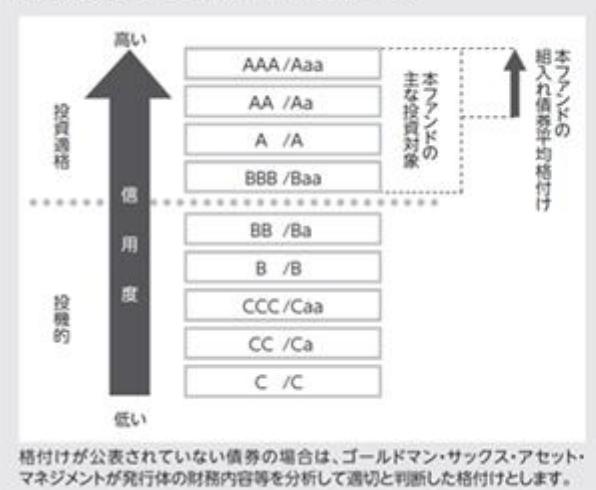
デックス（グローバル、円ヘッジ）

円短期金融商品：1ヶ月円LIBOR

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。**本ファンの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。**Aコースの場合は、為替ヘッジを行う一方でアクティブ通貨運用を行うため一定の為替変動リスクを伴いますので、上記の円ヘッジのデータとは異なる値動きとなります。また、円ヘッジされていないBコースの場合は為替変動の影響を直接受けるため、値動きは大きくなりますのでご留意ください。

<高格付け債券への投資>

投資対象債券の信用格付けの位置付け



格付けが公表されていない債券の場合は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとします。

投資する債券の信用格付けについては組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含みます。）相当以上とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含みます。）相当以上に維持するように運用します。

投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターンの安定化をめざします。

ポイント

●債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。

●格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差



上記は過去のデータであり、将来の債務履行の確実性、将来の利回り水準や米国債との利回り格差（スプレッド）を保証するものではありません。

社債市場では、信用力の高い（格付けが高い）銘柄は、国債に対する上乗せ金利が低くなっていますが、債務不履行が生じる可能性が低く、比較的安定したリターンが期待できます。

<債務不履行率>

期間：1981年～2019年 出所：S&P

1981年～2019年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の3年前（各年1月1日時点）の格付けを参照。（2019年12月末現在）

<上乗せ金利>

2020年11月末現在 出所：ブルームバーグ

< A コース（限定為替ヘッジ）の特徴 >

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替変動リスクのヘッジ（低減）

為替ヘッジを行うため、為替変動リスクが低減されます。^{*}

為替ヘッジに加えて、アクティブ通貨運用によるプラス の収益を追求します。

国内債に近い性質

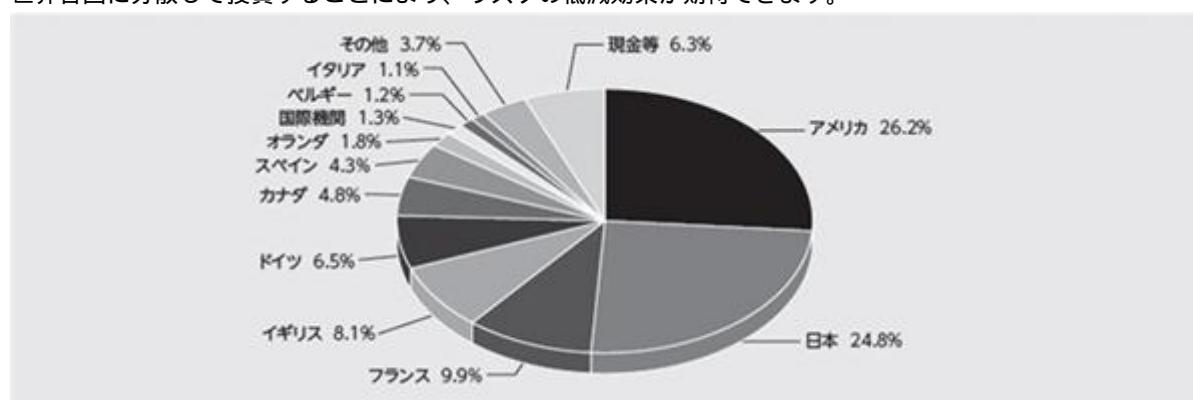
過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

* A コースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替変動リスクを伴います。

日本円の短期金利が現地通貨の短期金利より低い場合、その金利差相当分がヘッジ・コストの目安となります。

A コースの債券国別構成比率

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。



2020年11月末現在

上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含みません。

世界債券(円ヘッジ)の値動きの推移と円ドル相場

ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の影響を低減しており、比較的日本債券に近い動きになっています。



期間：1998年6月末～2020年11月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガンのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界債券（円ヘッジ）：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ヘッジ）

日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（日本）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。**

< B コース（為替ヘッジなし）の特徴 >

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替変動リスク

為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。

加えて、アクティブ通貨運用によるプラス の収益を追求します。

海外の好金利

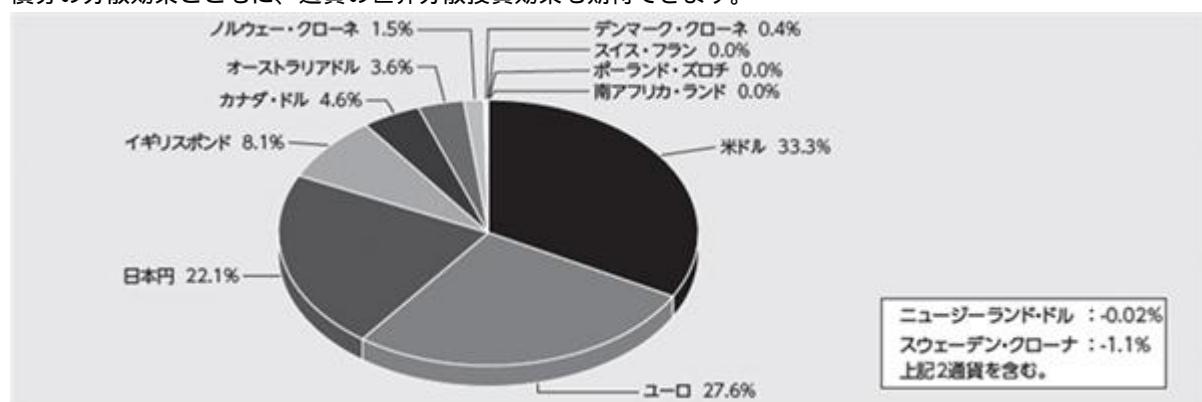
海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。

世界の通貨への分散投資

為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

B コースの通貨別構成比率

債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

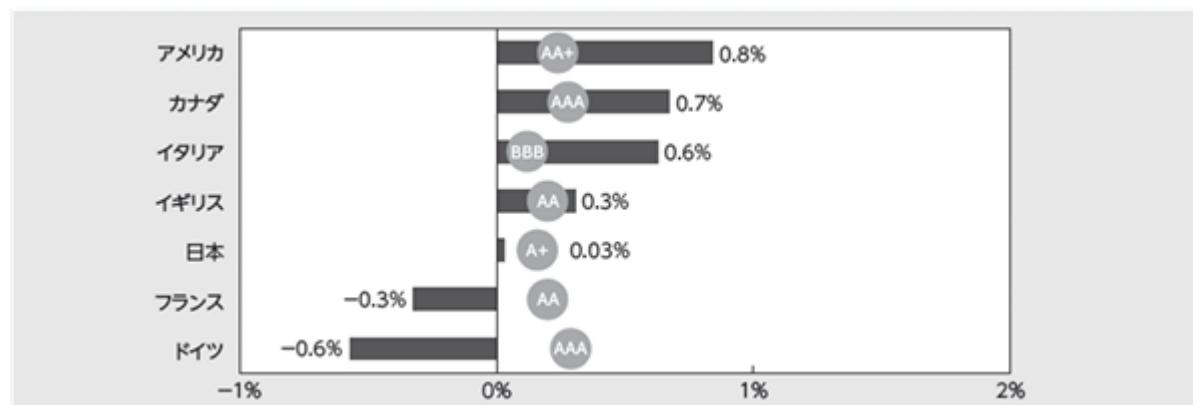


2020年11月末現在

上記はマザーファンドの数値です。

先進7カ国の10年国債利回りと格付け

外国債券の利回りは、日本国債と比較して相対的に高い水準にあります。



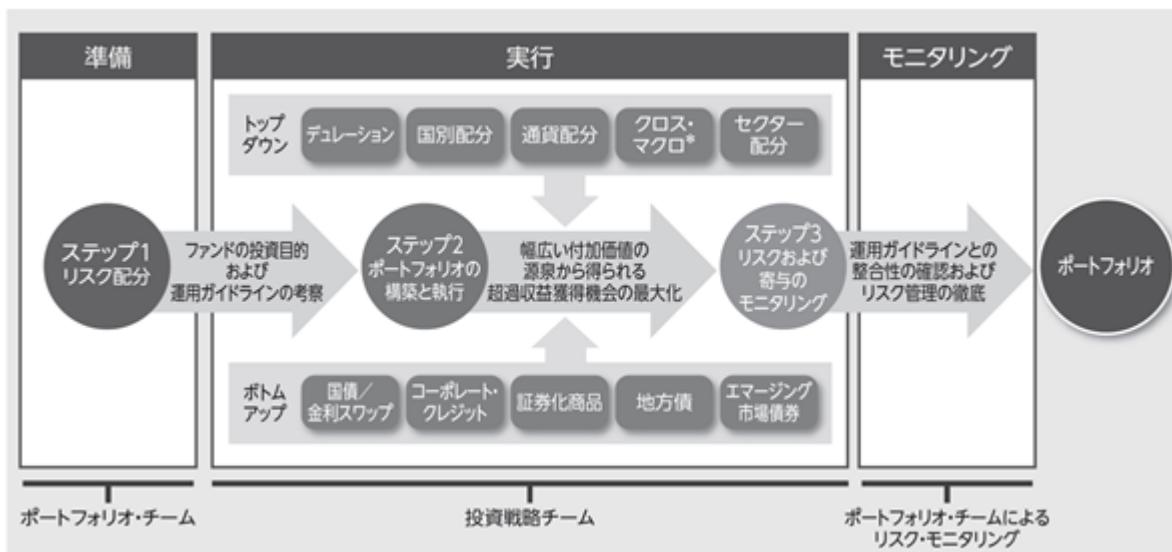
2020年11月末現在

出所：ブルームバーグ、S & P（格付けは自国通貨建て長期債務）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご留意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

<ファンドの運用>

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はG S A Mロンドン、G S A MニューヨークおよびG S A Mシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはG S A MロンドンおよびG S A Mシンガポールが主に運用を担当しております。



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

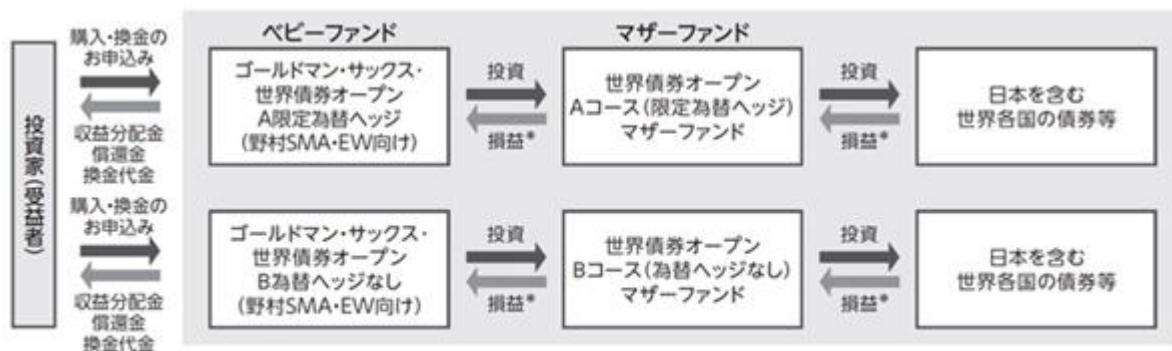
本ファンドの信託設定日は2015年3月12日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとあります。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社

- (a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
 - (b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
 - (c) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

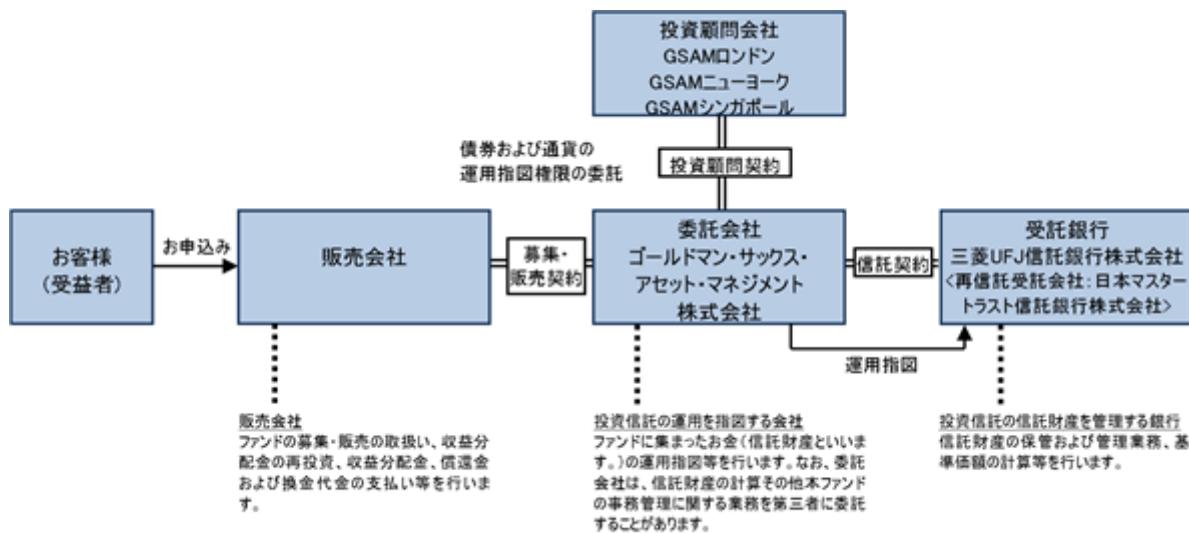
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界的主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（G S A M）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2020年6月末現在、グループ全体で1兆8,874億米ドル（約203兆円^{*}）の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2020年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=107.74

円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b . 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c . 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b . 本ファンドの運用方針

- ・ A コースは世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、B コースは世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ A コースにおける実質外貨建資産^{*}については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ B コースにおける実質外貨建資産^{*}については、原則として為替ヘッジを行いません
 * 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c . マザーファンドの運用方針

- ・ 中期的なデュレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。
- ・ 世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ 世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 上記とは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保もめざします。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (G S A M ロンドン)	英国ロンドン市	債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A M ニューヨーク)	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピー ティーアイ・リミテッド (G S A M シンガポール)	シンガポール		

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ト. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券または証書および第8号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号(投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または以下3.により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借り入れの指図をすること。なお、当該有価証券の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借り入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借り入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具备するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取り決め

に係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はG S A Mロンドン、G S A MニューヨークおよびG S A Mシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはG S A MロンドンおよびG S A Mシンガポールが主に運用を担当しております。

また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年12月6日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によつては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で全額再投資されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1 . 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
 - 2 . 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - 3 . 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 4 . 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 5 . 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 6 . デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - 7 . デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - 8 . 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- * 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1 . 投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2 . 信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3 . 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産において有さない有価証券または以下4.により借入れた有価証券の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

- () 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。
- () 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外國為替予約の運用指図（信託約款第32条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建遺産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 資金の借入れ（信託約款第38条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

2. 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3. 為替変動リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上をめざし、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

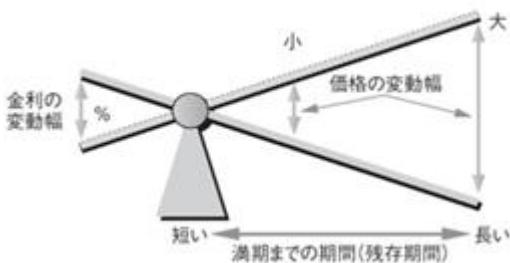
5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関する留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ



上記はあくまで例示をもつて理解を深めるための概念図です。

過去の為替相場の推移



期間：1999年1月末～2020年11月末

出所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)を、BコースについてはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 線上償還に関わる留意点

委託会社は、AコースおよびBコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が26億口を下回ることになった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、各信託を終了させることができます。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

<外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体であ

る受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注1）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

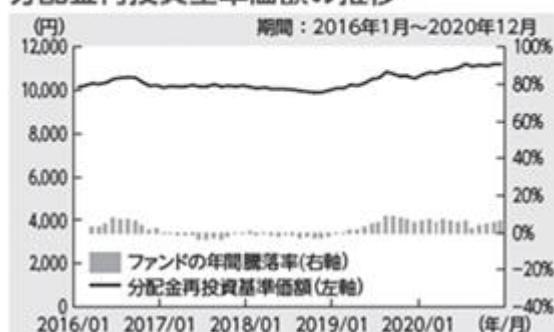
（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

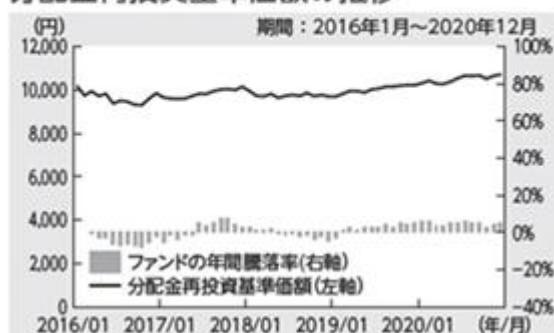


本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

- 左右グラフのファンドの騰落率については、ファンド設定1年後の2016年3月末以降のデータを表示しています。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI 国債
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.649%（税抜0.59%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

支払先	役務の内容	配 分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.55%（税抜0.5%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.055%（税抜0.05%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.044%（税抜0.04%）

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の定率を見直し、0.1%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

* 1 個人の受益者の場合

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% * 2
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% * 2
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% * 2

* 1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

* 2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外國税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

<個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申入手数料および当該申入手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

<換金時および償還時の課税について>

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）>

(2020年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	8,778,891,856	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,628,975	0.04
合計（純資産総額）		8,775,262,881	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>

(2020年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	8,609,765,881	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,541,486	0.04
合計（純資産総額）		8,606,224,395	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	7,583,059,503	26.73
	アメリカ	5,698,408,697	20.09
	カナダ	766,369,227	2.70
	ドイツ	1,799,605,957	6.34
	イタリア	313,444,013	1.10
	フランス	1,421,995,885	5.01
	イギリス	1,414,906,429	4.99
	スペイン	1,050,322,652	3.70
	ベルギー	288,982,658	1.02
	オーストリア	218,634,397	0.77
	デンマーク	58,835,995	0.21
	小計	20,614,565,413	72.67
地方債証券	カナダ	475,597,762	1.68
特殊債券	アメリカ	476,059,828	1.68
	フランス	51,439,665	0.18
	オランダ	73,522,434	0.26
	国際機関	385,209,690	1.36
	小計	986,231,617	3.48
社債券	日本	148,762,769	0.52
	アメリカ	2,357,122,387	8.31
	カナダ	122,955,573	0.43
	ドイツ	88,952,811	0.31
	フランス	1,376,418,724	4.85
	オーストラリア	262,998,775	0.93
	イギリス	856,799,312	3.02
	イス	173,943,322	0.61
	オランダ	448,593,144	1.58
	スペイン	213,816,875	0.75
	ベルギー	44,791,134	0.16
	ルクセンブルク	160,672,998	0.57
	デンマーク	32,178,651	0.11
	アイルランド	126,545,373	0.45
	ケイマン	21,862,425	0.08
	小計	6,436,414,273	22.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	144,348,388	0.52
合計(純資産総額)	-	28,368,460,677	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	14,165,122,066	36.06
	アメリカ	7,235,943,984	18.42
	カナダ	338,983,447	0.86
	ドイツ	1,208,288,524	3.08
	イタリア	444,204,350	1.13
	フランス	2,770,380,500	7.05
	イギリス	1,490,847,471	3.80
	スペイン	1,158,888,720	2.95
	ベルギー	400,482,661	1.02
	デンマーク	80,409,193	0.20
小計		29,293,550,916	74.57
地方債証券	カナダ	176,504,809	0.45
特殊債券	アメリカ	658,822,794	1.68
	ドイツ	58,922,500	0.15
	フランス	64,299,580	0.16
	オランダ	155,528,229	0.40
	国際機関	984,065,463	2.51
	小計	1,921,638,566	4.89
社債券	日本	137,327,687	0.35
	アメリカ	3,113,490,089	7.93
	カナダ	117,100,546	0.30
	ドイツ	192,212,358	0.49
	フランス	1,686,935,820	4.29
	オーストラリア	332,336,500	0.85
	イギリス	1,056,347,880	2.69
	スイス	199,992,893	0.51
	オランダ	480,826,298	1.22
	スペイン	252,716,245	0.64
	ベルギー	44,791,134	0.11
	ルクセンブルク	208,429,049	0.53
	デンマーク	45,050,112	0.11
	アイルランド	181,548,904	0.46
	ケイマン	27,328,031	0.07
小計		8,076,433,546	20.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	184,182,507	0.47
合計(純資産総額)	-	39,283,945,330	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）>

(2020年12月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	4,802,719,983	1.8196	8,739,489,942	1.8279	8,778,891,856	100.04

種類別及び業種別投資比率

(2020年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>

(2020年12月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	3,489,832,549	2.4563	8,572,090,392	2.4671	8,609,765,881	100.04

種類別及び業種別投資比率

(2020年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第419回利付国債 (2年)	1,771,350,000	100.46	1,779,564,845	100.43	1,779,126,225	0.1	2022/12/1	6.27
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	13,565,000	10,840.81	1,470,556,752	10,831.92	1,469,350,202	2.375	2023/1/31	5.18
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625%	9,940,000	10,983.12	1,091,723,018	11,012.23	1,094,616,490	1.625	2026/5/15	3.86
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	10,050,000	10,323.84	1,037,546,665	10,326.14	1,037,777,718	0.625	2027/12/31	3.66
5	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	3,640,000	24,805.25	902,911,213	25,448.69	926,332,440	4.25	2046/12/7	3.27
6	ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION 0%	7,100,000	12,984.30	921,885,615	12,975.47	921,258,424	0	2023/10/13	3.25
7	日本	国債証券	第135回利付国債 (5年)	792,700,000	100.56	797,139,120	100.51	796,814,113	0.1	2023/3/20	2.81
8	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT 2.25%	7,550,000	9,102.67	687,251,619	9,159.49	691,541,792	2.25	2029/6/1	2.44
9	日本	国債証券	第961回国庫短期 証券	661,150,000	100.02	661,317,270	100.02	661,306,692		2021/3/29	2.33
10	フランス	社債券	DEXIA CREDIT LOC 1.125%	4,500,000	14,185.95	638,368,139	14,202.03	639,091,576	1.125	2022/6/15	2.25
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	5,490,000	11,147.27	611,985,311	11,144.84	611,852,139	2.875	2023/10/31	2.16
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.625%	4,650,000	10,994.44	511,241,890	10,990.40	511,053,891	2.625	2023/6/30	1.80
13	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 1%	3,470,000	13,997.12	485,700,401	14,004.78	485,965,952	1	2027/5/25	1.71
14	日本	国債証券	第420回利付国債 (2年)	482,850,000	100.46	485,085,595	100.44	485,017,996	0.1	2023/1/1	1.71
15	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	2,190,000	20,711.70	453,586,395	20,730.92	454,007,206	5.5	2031/1/4	1.60
16	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG D EST 1.5%	3,120,000	14,158.02	441,730,426	14,183.15	442,514,332	1.5	2027/4/30	1.56
17	日本	国債証券	第174回利付国債 (20年)	440,850,000	100.61	443,539,185	100.09	441,251,173	0.4	2040/9/20	1.56
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.625%	3,550,000	11,828.10	419,897,882	11,863.68	421,160,906	2.625	2029/2/15	1.48
19	日本	国債証券	第354回利付国債 (10年)	354,100,000	101.24	358,515,627	101.27	358,621,857	0.1	2029/3/20	1.26
20	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.5%	1,560,000	21,831.24	340,567,420	22,436.39	350,007,752	3.5	2045/1/22	1.23
21	国際機関	特殊債券	INTL DEVT ASSOC 0.75%	2,340,000	14,261.03	333,708,113	14,302.94	334,688,806	0.75	2024/12/12	1.18
22	日本	国債証券	第414回利付国債 (2年)	332,350,000	100.39	333,676,076	100.35	333,513,225	0.1	2022/7/1	1.18
23	ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION 0%	2,540,000	13,122.80	333,319,224	13,115.41	333,131,640	0	2025/4/11	1.17
24	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	1,380,000	23,973.54	330,834,918	24,063.18	332,071,923	4.5	2041/4/25	1.17
25	アメリカ	社債券	FORDR 2018-1 A	2,600,000	11,304.57	293,918,851	11,365.68	295,507,725	3.19	2031/7/15	1.04
26	日本	国債証券	第20回利付国債 (物価連動・10年)	284,200,000	100.55	289,478,020	100.20	288,470,389	0.1	2025/3/10	1.02
27	日本	国債証券	第21回利付国債 (物価連動・10年)	282,600,000	100.40	287,157,863	100.40	287,157,863	0.1	2026/3/10	1.01
28	日本	国債証券	第34回利付国債 (30年)	202,500,000	134.90	273,176,550	134.65	272,680,425	2.2	2041/3/20	0.96
29	日本	国債証券	第24回利付国債 (30年)	200,300,000	134.77	269,960,334	134.41	269,237,251	2.5	2036/9/20	0.95
30	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 0%	1,960,000	13,095.99	256,681,520	13,137.16	257,488,388	0	2030/11/25	0.91

(注) 物価連動国債の帳簿価額金額、評価額金額は連動係数を考慮しております。

種類別及び業種別投資比率

(2020年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	72.67
地方債証券	1.68
特殊債券	3.48
社債券	22.69
合計	100.51

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第947回国庫短期証券	2,936,550,000	100.01	2,937,058,023	100.00	2,936,796,670	-	2021/2/1	7.48
2	日本	国債証券	第419回国利付国債(2年)	2,435,900,000	100.46	2,447,199,437	100.43	2,446,593,600	0.1	2022/12/1	6.23
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625%	13,500,000	10,983.12	1,482,722,409	11,012.23	1,486,652,175	1.625	2026/5/15	3.78
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	13,960,000	10,323.84	1,441,209,099	10,326.14	1,441,530,045	0.625	2027/12/31	3.67
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.625%	11,410,000	10,994.44	1,254,466,661	10,990.40	1,254,005,353	2.625	2023/6/30	3.19
6	日本	国債証券	第961回国庫短期証券	1,229,750,000	100.02	1,230,061,126	100.02	1,230,041,450	-	2021/3/29	3.13
7	日本	国債証券	第953回国庫短期証券	1,138,250,000	100.02	1,138,482,203	100.01	1,138,429,843	-	2021/3/1	2.90
8	ドイツ	国債証券	BUNDESOBLIGATION 0%	8,390,000	12,984.30	1,089,383,143	12,975.47	1,088,641,996	0	2023/10/13	2.77
9	日本	国債証券	第328回国利付国債(10年)	1,027,450,000	101.69	1,044,834,454	101.60	1,043,920,023	0.6	2023/3/20	2.66
10	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	3,650,000	24,805.25	905,391,738	25,448.69	928,877,309	4.25	2046/12/7	2.36
11	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.75%	5,660,000	15,637.14	885,062,404	15,629.29	884,618,247	2.75	2027/10/25	2.25
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.625%	7,110,000	11,828.10	840,978,576	11,863.68	843,508,181	2.625	2029/2/15	2.15
13	フランス	社債券	DEXIA CREDIT LOC 1.125%	5,600,000	14,185.95	794,413,683	14,202.03	795,313,960	1.125	2022/6/15	2.02
14	日本	国債証券	第156回国利付国債(20年)	684,300,000	102.50	701,469,087	102.27	699,847,296	0.4	2036/3/20	1.78
15	日本	国債証券	第420回国利付国債(2年)	666,800,000	100.46	669,887,284	100.44	669,793,932	0.1	2023/1/1	1.71
16	国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000	13,198.97	661,268,452	13,190.16	660,827,153	7	2025/6/15	1.68
17	日本	国債証券	第174回国利付国債(20年)	614,000,000	100.61	617,745,400	100.09	614,558,740	0.4	2040/9/20	1.56
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.125%	5,580,000	10,347.57	577,394,644	10,350.80	577,575,122	0.125	2022/5/31	1.47
19	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG D EST 1.5%	4,060,000	14,158.02	574,815,875	14,183.15	575,835,958	1.5	2027/4/30	1.47
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.75%	5,320,000	10,615.21	564,729,637	10,609.15	564,407,006	1.75	2022/7/15	1.44
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	2,300,000	23,973.54	551,391,531	24,063.18	553,453,204	4.5	2041/4/25	1.41
22	日本	国債証券	第21回国利付国債(物価連動・10年)	507,400,000	100.40	515,583,509	100.40	515,583,509	0.1	2026/3/10	1.31
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125%	4,700,000	10,644.73	500,302,422	10,634.62	499,827,375	2.125	2022/5/15	1.27
24	日本	国債証券	第24回国利付国債(30年)	363,600,000	134.77	490,052,808	134.41	488,740,212	2.5	2036/9/20	1.24
25	日本	国債証券	第20回国利付国債(物価連動・10年)	476,500,000	100.55	485,349,319	100.20	483,659,889	0.1	2025/3/10	1.23
26	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 0%	3,620,000	13,095.99	474,075,054	13,137.16	475,565,288	0	2030/11/25	1.21
27	フランス	国債証券	FRENCH DISCOUNT 0%	3,440,000	12,703.63	437,005,161	12,698.07	436,813,927	-	2021/1/13	1.11
28	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.5%	1,820,000	21,831.24	397,328,657	22,436.39	408,342,378	3.5	2045/1/22	1.04
29	日本	国債証券	第414回国利付国債(2年)	368,950,000	100.39	370,422,110	100.35	370,241,325	0.1	2022/7/1	0.94
30	日本	国債証券	第68回国利付国債(30年)	349,850,000	98.87	345,896,695	98.87	345,924,683	0.6	2050/9/20	0.88

(注) 物価連動国債の帳簿価額金額、評価額金額は連動係数を考慮しております。

種類別及び業種別投資比率

(2020年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	74.57
地方債証券	0.45
特殊債券	4.89
社債券	20.56
合計	100.47

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)>

(2020年12月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)>

(2020年12月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

該当事項はありません。

<世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)>

(2020年12月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)>

(2020年12月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド>

有価証券先物取引等

(2020年12月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	売建	2	日本円	304,079,218	304,079,218	303,840,000	303,840,000	1.07
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10U 2103	売建	15	米ドル	2,329,921.87	241,146,914	2,340,000	242,190,000	0.85
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 2103	買建	57	米ドル	7,833,409.28	810,757,860	7,861,546.87	813,670,101	2.87
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 2103	買建	1	米ドル	220,945.16	22,867,824	220,953.12	22,868,648	0.08
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 2103	買建	11	米ドル	1,888,218.75	195,430,641	1,899,218.75	196,569,141	0.69
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 2103	買建	95	米ドル	19,994,371.28	2,069,417,427	20,166,718.75	2,087,255,390	7.36
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 2103	買建	150	米ドル	18,898,156.05	1,955,959,151	18,912,890.62	1,957,484,179	6.90
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 2103	売建	61	カナダドル	9,001,160	727,563,762	9,074,360	733,480,518	2.59
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 2103	売建	46	ユーロ	6,221,500	789,819,425	6,219,200	789,527,440	2.78
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 2103	買建	48	ユーロ	7,251,360	920,560,152	7,293,600	925,922,520	3.26
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 2103	売建	32	ユーロ	5,669,760	719,776,032	5,686,400	721,888,480	2.54
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 2103	売建	57	ユーロ	12,732,347.58	1,616,371,525	12,855,780	1,632,041,271	5.75
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	FBTS 2103	買建	60	ユーロ	6,789,600	861,939,720	6,795,000	862,625,250	3.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 2103	買建	14	ユーロ	2,342,060	297,324,517	2,350,180	298,355,351	1.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 2103	買建	16	ユーロ	1,797,920	228,245,944	1,796,480	228,063,136	0.80
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 2103	買建	202	オーストラリアドル	29,718,982.34	2,343,044,568	29,752,505.26	2,345,687,515	8.27
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE3Y 2103	買建	40	オーストラリアドル	4,694,187.2	370,089,718	4,696,868.4	370,301,104	1.31
	イギリス	インター・コンチネンタル取引所	GILT 2103	売建	26	英ポンド	3,477,240	486,187,697	3,518,060	491,895,149	1.73

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

有価証券先物取引等

(2020年12月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)	
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10U 2103	買建	19	米ドル	2,966,113.28	306,992,724	2,964,000	306,774,000	0.78
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 2103	買建	62	米ドル	8,521,146.13	881,938,625	8,551,156.24	885,044,671	2.25
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 2103	買建	37	米ドル	8,170,922.28	845,690,456	8,175,265.62	846,139,992	2.15
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 2103	買建	11	米ドル	1,888,218.75	195,430,640	1,899,218.75	196,569,140	0.50
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 2103	買建	123	米ドル	25,889,004.58	2,679,511,974	26,110,593.75	2,702,446,453	6.88
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 2103	買建	126	米ドル	15,884,084.16	1,644,002,710	15,886,828.12	1,644,286,710	4.19
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 2103	売建	6	カナダドル	885,360	71,563,648	892,560	72,145,624	0.18
	ドイツ	ユーレックス・ドイイツ金融先物取引所	BTP 2103	買建	62	ユーロ	9,366,340	1,189,056,863	9,420,900	1,195,983,255	3.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイイツ金融先物取引所	BUND10Y 2103	売建	16	ユーロ	2,834,880	359,888,016	2,843,200	360,944,240	0.92
	ドイツ	ユーレックス・ドイイツ金融先物取引所	BUXL 2103	売建	41	ユーロ	9,186,623.44	1,166,241,846	9,247,140	1,173,924,423	2.99
	ドイツ	ユーレックス・ドイイツ金融先物取引所	FBTS 2103	買建	114	ユーロ	12,904,758.64	1,638,259,109	12,910,500	1,638,987,975	4.17
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 2103	買建	274	オーストラリアドル	40,311,842.53	3,178,185,665	40,357,358.62	3,181,774,153	8.10
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE3Y 2103	買建	63	オーストラリアドル	7,393,344.84	582,891,307	7,397,567.73	583,224,240	1.48
	イギリス	インター・コンチネンタル取引所	GILT 2103	買建	37	英ポンド	4,948,380	691,882,491	5,006,470	700,004,635	1.78

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）>

2020年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末（2015年12月7日）	3,931	3,931	0.9974	0.9974
第2計算期間末（2016年12月6日）	6,912	6,912	1.0157	1.0157
第3計算期間末（2017年12月6日）	6,240	6,240	1.0219	1.0219
第4計算期間末（2018年12月6日）	8,080	8,080	0.9970	0.9970
第5計算期間末（2019年12月6日）	6,949	6,949	1.0565	1.0565
第6計算期間末（2020年12月7日）	8,579	8,579	1.1174	1.1174
2019年12月末日	7,094	-	1.0555	-
2020年1月末日	7,591	-	1.0722	-
2月末日	8,158	-	1.0831	-
3月末日	7,520	-	1.0804	-
4月末日	7,848	-	1.0928	-
5月末日	7,772	-	1.0947	-
6月末日	7,988	-	1.1043	-
7月末日	7,981	-	1.1214	-
8月末日	8,018	-	1.1108	-
9月末日	8,274	-	1.1175	-
10月末日	8,162	-	1.1128	-
11月末日	8,476	-	1.1216	-
12月末日	8,775	-	1.1220	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>

2020年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末（2015年12月7日）	6,592	6,592	1.0193	1.0193
第2計算期間末（2016年12月6日）	8,421	8,421	0.9673	0.9673
第3計算期間末（2017年12月6日）	6,190	6,190	1.0065	1.0065
第4計算期間末（2018年12月6日）	6,051	6,051	0.9781	0.9781
第5計算期間末（2019年12月6日）	6,587	6,587	1.0147	1.0147
第6計算期間末（2020年12月7日）	8,443	8,443	1.0675	1.0675
2019年12月末日	6,730	-	1.0223	-
2020年1月末日	7,021	-	1.0313	-
2月末日	7,130	-	1.0428	-
3月末日	6,821	-	1.0297	-
4月末日	6,708	-	1.0271	-
5月末日	6,771	-	1.0386	-
6月末日	6,846	-	1.0539	-
7月末日	7,142	-	1.0664	-
8月末日	7,355	-	1.0655	-
9月末日	7,698	-	1.0677	-
10月末日	7,911	-	1.0523	-
11月末日	8,281	-	1.0653	-
12月末日	8,606	-	1.0718	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2015年3月12日～2015年12月7日	0.0000
第2計算期間	2015年12月8日～2016年12月6日	0.0000
第3計算期間	2016年12月7日～2017年12月6日	0.0000
第4計算期間	2017年12月7日～2018年12月6日	0.0000
第5計算期間	2018年12月7日～2019年12月6日	0.0000
第6計算期間	2019年12月7日～2020年12月7日	0.0000

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2015年3月12日～2015年12月7日	0.0000
第2計算期間	2015年12月8日～2016年12月6日	0.0000
第3計算期間	2016年12月7日～2017年12月6日	0.0000
第4計算期間	2017年12月7日～2018年12月6日	0.0000
第5計算期間	2018年12月7日～2019年12月6日	0.0000
第6計算期間	2019年12月7日～2020年12月7日	0.0000

【收益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）>

期	期間	收益率（%）
第1計算期間	2015年3月12日～2015年12月7日	0.3
第2計算期間	2015年12月8日～2016年12月6日	1.8
第3計算期間	2016年12月7日～2017年12月6日	0.6
第4計算期間	2017年12月7日～2018年12月6日	2.4
第5計算期間	2018年12月7日～2019年12月6日	6.0
第6計算期間	2019年12月7日～2020年12月7日	5.8

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>

期	期間	收益率（%）
第1計算期間	2015年3月12日～2015年12月7日	1.9
第2計算期間	2015年12月8日～2016年12月6日	5.1
第3計算期間	2016年12月7日～2017年12月6日	4.1
第4計算期間	2017年12月7日～2018年12月6日	2.8
第5計算期間	2018年12月7日～2019年12月6日	3.7
第6計算期間	2019年12月7日～2020年12月7日	5.2

（4）【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2015年3月12日～2015年12月7日	4,033,065,030	91,736,301	3,941,328,729
第2計算期間	2015年12月8日～2016年12月6日	4,853,975,978	1,989,644,497	6,805,660,210
第3計算期間	2016年12月7日～2017年12月6日	5,338,117,153	6,037,512,778	6,106,264,585
第4計算期間	2017年12月7日～2018年12月6日	4,809,840,258	2,811,133,292	8,104,971,551
第5計算期間	2018年12月7日～2019年12月6日	2,971,120,273	4,498,411,056	6,577,680,768
第6計算期間	2019年12月7日～2020年12月7日	3,700,445,065	2,599,897,521	7,678,228,312

(注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2015年3月12日～2015年12月7日	6,755,207,919	286,948,551	6,468,259,368
第2計算期間	2015年12月8日～2016年12月6日	3,574,815,725	1,337,023,508	8,706,051,585
第3計算期間	2016年12月7日～2017年12月6日	2,968,690,331	5,524,013,889	6,150,728,027
第4計算期間	2017年12月7日～2018年12月6日	3,089,860,542	3,053,787,735	6,186,800,834
第5計算期間	2018年12月7日～2019年12月6日	2,277,790,148	1,972,216,417	6,492,374,565
第6計算期間	2019年12月7日～2020年12月7日	3,117,697,433	1,700,731,194	7,909,340,804

(注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考)運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

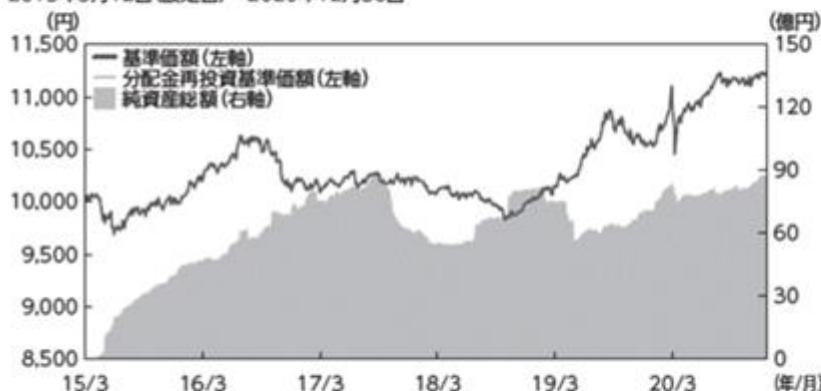
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2020年12月30日現在

Aコース

基準価額・純資産の推移

2015年3月12日(設定日)～2020年12月30日



基準価額・純資産総額

基準価額	11,220円
純資産総額	87.8億円

期間別騰落率

(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヶ月	0.04%
3ヶ月	0.40%
6ヶ月	1.60%
1年	6.30%
3年	9.75%
5年	12.39%
設定来	12.20%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	16/12/6	17/12/6	18/12/6	19/12/6	20/12/7	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

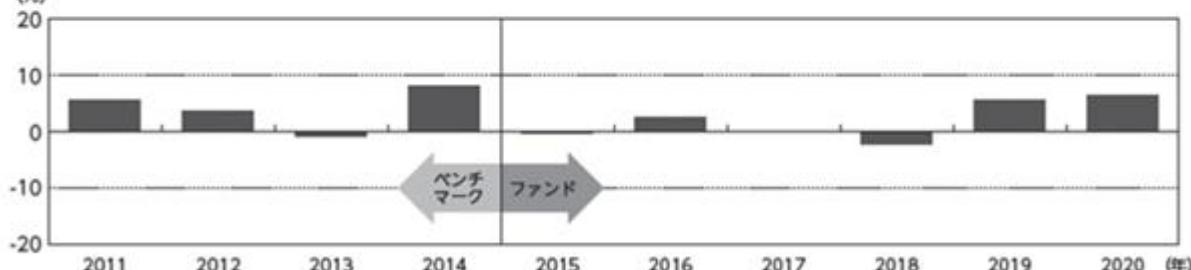
	銘柄名	償還日	格付け ^(注)	クーポン	比率
1	第419回利付国債(2年)	2022/12/1	A+/A1	0.100%	6.3%
2	アメリカ国債	2023/1/31	AA+/Aaa	2.375%	5.2%
3	アメリカ国債	2026/5/15	AA+/Aaa	1.625%	3.9%
4	アメリカ国債	2027/12/31	AA+/Aaa	0.625%	3.7%
5	イギリス国債	2046/12/7	AA/Aa3	4.250%	3.3%
6	ドイツ国債	2023/10/13	AAA/Aaa	0.000%	3.2%
7	第135回利付国債(5年)	2023/3/20	A+/A1	0.100%	2.8%
8	カナダ国債	2029/6/1	AAA/Aaa	2.250%	2.4%
9	第961回国庫短期証券	2021/3/29	A+/A1	0.000%	2.3%
10	デクシア・クレディ・ローカル	2022/6/15	AA/Aa3	1.125%	2.3%

(注)上記格付けは、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間收益率の推移

(%)



●本ファンドの收益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

●2015年は設定日(3月12日)から年末までの收益率を表示しています。

●2011年から2014年まではベンチマークの收益率を表示しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

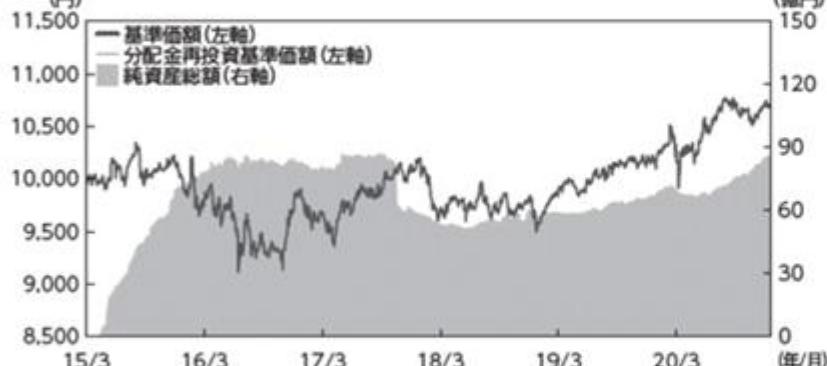
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2020年12月30日現在

Bコース

基準価額・純資産の推移

2015年3月12日(設定日)～2020年12月30日
(円)



基準価額・純資産総額

基準価額	10,718円
純資産総額	86.1億円

期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヶ月	0.61%
3ヶ月	0.38%
6ヶ月	1.70%
1年	4.84%
3年	5.60%
5年	6.87%
設定来	7.18%

- 分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- 基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	16/12/6	17/12/6	18/12/6	19/12/6	20/12/7	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

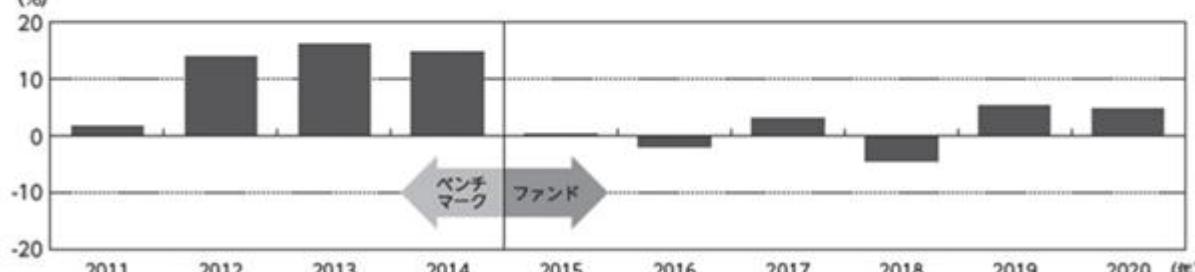
	銘柄名	償還日	格付け ⁽¹⁾	クーポン	比率
1	第947回国庫短期証券	2021/2/1	A+/A1	0.000%	7.5%
2	第419回利付国債(2年)	2022/12/1	A+/A1	0.100%	6.2%
3	アメリカ国債	2026/5/15	AA+/Aaa	1.625%	3.8%
4	アメリカ国債	2027/12/31	AA+/Aaa	0.625%	3.7%
5	アメリカ国債	2023/6/30	AA+/Aaa	2.625%	3.2%
6	第961回国庫短期証券	2021/3/29	A+/A1	0.000%	3.1%
7	第953回国庫短期証券	2021/3/1	A+/A1	0.000%	2.9%
8	ドイツ国債	2023/10/13	AAA/Aaa	0.000%	2.8%
9	第328回利付国債(10年)	2023/3/20	A+/A1	0.600%	2.7%
10	イギリス国債	2046/12/7	AA/Aa3	4.250%	2.4%

(注)上記格付けは、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。

NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間收益率の推移

(%)



●本ファンドの收益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

●2015年は設定日(3月12日)から年末までの收益率を表示しています。

●2011年から2014年まではベンチマークの收益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。本ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント（以下「SMA」といいます。）に係る契約^{*}に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

受益権の取得申込者は、販売会社にSMA取引口座を開設した者等に限るものとします。

* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

(2) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

* 1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受付けるものとします。

* 2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(3) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(4) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「EW世債A」および「EW世債B」）。

(5) お買付単位は、1円以上1円単位とします。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。

(6) お買付代金は、取得申込日から起算して5営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2 【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取り額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「EW世債A」とおよび「EW世債B」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合等を含みます。）があると判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記(3)に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「EW世債A」および「EW世債B」）。

委託会社は、年1回（12月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2015年3月12日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年12月7日から翌年12月6日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2015年3月12日から2015年12月7日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a . 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースそれぞれについて、この信託にかかる受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合には、当該コースについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、およびの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 および下記b.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、から　までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b．に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

b . 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b．「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、 の事項(の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行ふことはできません。

c . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記a．に規定する信託契約の解約または上記b．に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

d . 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

f . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g . 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g .において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

h . 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

i . 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）及びゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) A限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）及びB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（2019年12月7日から2020年12月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,970,383,111	8,606,003,356
未収入金	4,434,676	12,629,269
流動資産合計	6,974,817,787	8,618,632,625
資産合計	6,974,817,787	8,618,632,625
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,434,676	12,629,269
未払受託者報酬	1,380,248	1,770,267
未払委託者報酬	18,978,299	24,341,144
その他未払費用	455,551	383,353
流動負債合計	25,248,774	39,124,033
負債合計	25,248,774	39,124,033
純資産の部		
元本等		
元本	6,577,680,768	7,678,228,312
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	371,888,245	901,280,280
(分配準備積立金)	194,936,179	486,708,093
元本等合計	6,949,569,013	8,579,508,592
純資産合計	6,949,569,013	8,579,508,592
負債純資産合計	6,974,817,787	8,618,632,625

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	425,184,906	482,517,475
営業収益合計	425,184,906	482,517,475
営業費用		
受託者報酬	2,966,547	3,471,694
委託者報酬	40,789,905	47,735,650
その他費用	804,784	845,702
営業費用合計	44,561,236	52,053,046
営業利益又は営業損失()	380,623,670	430,464,429
経常利益又は経常損失()	380,623,670	430,464,429
当期純利益又は当期純損失()	380,623,670	430,464,429
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	136,713,448	79,581,066
期首剩余金又は期首次損金()	24,542,921	371,888,245
剩余金増加額又は欠損金減少額	155,295,173	337,338,835
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	155,295,173	337,338,835
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,774,229	158,830,163
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,774,229	158,830,163
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	371,888,245	901,280,280

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 2020年12月6日が休業日のため、当計算期間末日は2020年12月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	8,104,971,551円	6,577,680,768円
期中追加設定元本額	2,971,120,273円	3,700,445,065円
期中一部解約元本額	4,498,411,056円	2,599,897,521円
2. 受益権の総数	6,577,680,768口	7,678,228,312口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	96,884,251円	107,895,567円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	39,819,880円	242,987,796円
収益調整金額	199,541,644円	414,572,187円
分配準備積立金額	58,232,048円	135,824,730円
本ファンドの分配対象収益額	394,477,823円	901,280,280円
本ファンドの期末残存口数	6,577,680,768口	7,678,228,312口
10,000口当たり収益分配対象額	599円	1,173円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	287,901,944	411,505,621
合計	287,901,944	411,505,621

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0565円	1.1174円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド	4,729,612,748	8,606,003,356	
	合計		4,729,612,748	8,606,003,356	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,608,329,497	8,467,575,841
未収入金	4,465,356	29,691,278
流動資産合計	<u>6,612,794,853</u>	<u>8,497,267,119</u>
資産合計	<u>6,612,794,853</u>	<u>8,497,267,119</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,465,356	29,691,278
未払受託者報酬	1,371,579	1,634,261
未払委託者報酬	18,859,107	22,471,007
その他未払費用	412,131	381,960
流動負債合計	<u>25,108,173</u>	<u>54,178,506</u>
負債合計	<u>25,108,173</u>	<u>54,178,506</u>
純資産の部		
元本等		
元本	6,492,374,565	7,909,340,804
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	95,312,115	533,747,809
(分配準備積立金)	197,530,741	424,971,718
元本等合計	<u>6,587,686,680</u>	<u>8,443,088,613</u>
純資産合計	<u>6,587,686,680</u>	<u>8,443,088,613</u>
負債純資産合計	<u>6,612,794,853</u>	<u>8,497,267,119</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	258,399,000	398,083,578
営業収益合計	<u>258,399,000</u>	<u>398,083,578</u>
営業費用		
受託者報酬	2,638,303	3,155,692
委託者報酬	36,276,481	43,390,608
その他費用	744,212	794,471
営業費用合計	<u>39,658,996</u>	<u>47,340,771</u>
営業利益又は営業損失()	218,740,004	350,742,807
経常利益又は経常損失()	218,740,004	350,742,807
当期純利益又は当期純損失()	218,740,004	350,742,807
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	31,431,784	43,009,137
期首剩余金又は期首次損金()	135,441,538	95,312,115
剩余金増加額又は欠損金減少額	43,445,433	161,825,297
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	39,039,693	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	4,405,740	161,825,297
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	31,123,273
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	31,123,273
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	95,312,115	533,747,809

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 2020年12月6日が休業日のため、当計算期間末日は2020年12月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	6,186,800,834円	6,492,374,565円
期中追加設定元本額	2,277,790,148円	3,117,697,433円
期中一部解約元本額	1,972,216,417円	1,700,731,194円
2. 受益権の総数	6,492,374,565口	7,909,340,804口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	80,880,276円	88,212,644円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	182,920,418円
収益調整金額	221,158,644円	359,923,284円
分配準備積立金額	116,650,465円	153,838,656円
本ファンドの分配対象収益額	418,689,385円	784,895,002円
本ファンドの期末残存口数	6,492,374,565口	7,909,340,804口
10,000口当たり収益分配対象額	644円	992円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期 自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	第6期 自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	231,681,887	361,832,315
合計	231,681,887	361,832,315

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第5期 (2019年12月6日現在)	第6期 (2020年12月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0147円	1.0675円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド	3,447,429,298	8,467,575,841	
	合計		3,447,429,298	8,467,575,841	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A 限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）は、「世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2019年12月6日現在)	(2020年12月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		-	4,347,750
コール・ローン		1,091,163,151	1,332,829,992
国債証券		18,186,596,033	18,856,690,317
地方債証券		463,963,141	478,028,583
特殊債券		3,605,789,126	985,518,185
社債券		7,217,883,678	6,437,225,752
派生商品評価勘定		561,626,735	405,689,405
未収入金		1,175,067,700	1,527,212,879
未収利息		155,725,818	116,666,807
前払費用		2,666,558	3,921,353
差入委託証拠金		176,930,480	318,917,274
流動資産合計		32,637,412,420	30,467,048,297
資産合計		32,637,412,420	30,467,048,297
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		828,140,176	633,725,814
前受金		34,140	42,100
未払金		1,216,452,912	1,541,039,976
未払解約金		23,916,455	20,448,100
未払利息		1,807	3,400
流動負債合計		2,068,545,490	2,195,259,390
負債合計		2,068,545,490	2,195,259,390
純資産の部			
元本等			
元本		17,883,982,140	15,537,334,447
剰余金		12,684,884,790	12,734,454,460
剰余金又は欠損金()		30,568,866,930	28,271,788,907
元本等合計		30,568,866,930	28,271,788,907
純資産合計		30,568,866,930	28,271,788,907
負債純資産合計		32,637,412,420	30,467,048,297

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>(1) 為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>同左</p> <p>(1) 為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>同左</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法		
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2019年12月 6 日現在)	(2020年12月 7 日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	26,029,849,194円	17,883,982,140円
期中追加設定元本額	3,513,434,321円	3,707,352,652円
期中一部解約元本額	11,659,301,375円	6,054,000,345円
期末元本額	17,883,982,140円	15,537,334,447円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)	2,870,902,024円	2,830,531,975円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(野村SMA向け)	3,699,452,821円	2,924,183,855円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)	4,077,916,756円	4,729,612,748円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンC コース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)	2,086,996,622円	1,661,413,935円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA コース(限定為替ヘッジ)	2,634,653,387円	2,534,744,563円
R H世界債券オープンA(限定為替ヘッジ)VA (適格機関投資家専用)	988,135,917円	856,847,371円
世界債券オープンF(適格機関投資家専用)	915,609,900円	- 円
世界債券オープンFVA(適格機関投資家専用)	610,314,713円	- 円
2 . 受益権の総数	17,883,982,140口	15,537,334,447口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2019年12月6日現在)	(2020年12月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	164,885,613	121,122,013
地方債証券	4,933,343	563,992
特殊債券	15,871,823	25,246,837
社債券	134,410,069	230,699,772
合計	278,490,516	377,632,614

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として6月8日から12月7日、及び12月8日から翌年6月7日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2019年12月6日現在)				(2020年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	7,975,879,808	-	7,947,378,849	28,500,959	9,703,859,593	-	9,637,175,491	66,684,102
	売建	5,742,727,259	-	5,737,190,063	5,537,196	5,439,822,943	-	5,423,402,509	16,420,434
合計		13,718,607,067	-	13,684,568,912	22,963,763	15,143,682,536	-	15,060,578,000	50,263,668

(2) 通貨関連

区分	種類	(2019年12月6日現在)				(2020年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	16,785,080,331	-	16,908,551,589	123,471,258	4,183,211,015	-	4,144,376,055	38,834,960
	カナダドル	2,502,413,650	-	2,524,235,646	21,821,996	1,335,244,521	-	1,356,999,581	21,755,060
	ユーロ	11,044,979,474	-	11,145,220,448	100,240,974	2,224,857,160	-	2,260,671,023	35,813,863
	英ポンド	1,169,067,627	-	1,216,381,775	47,314,148	561,880,290	-	573,720,984	11,840,694
	イスラエルペソ	2,979,518,803	-	3,012,448,313	32,929,510	-	-	-	-
	スウェーデンクローナ	2,508,996,499	-	2,562,899,493	53,902,994	725,822,093	-	745,893,138	20,071,045
	ノルウェークローネ	2,493,300,411	-	2,513,477,948	20,177,537	1,564,178,354	-	1,599,316,663	35,138,309
	オーストラリアドル	3,683,915,673	-	3,700,136,272	16,220,599	718,302,979	-	740,802,920	22,499,941
	ニュージーランドドル	2,006,574,821	-	2,059,619,405	53,044,584	440,731,830	-	450,958,903	10,227,073
	売建								
	米ドル	25,851,744,892	-	25,918,524,425	66,779,533	15,026,044,841	-	14,798,960,327	227,084,514
	カナダドル	4,781,200,444	-	4,825,145,862	43,945,418	1,812,588,526	-	1,864,725,242	52,136,716
	ユーロ	16,335,262,573	-	16,536,545,231	201,282,658	8,747,960,456	-	8,976,935,975	228,975,519
	英ポンド	3,979,130,425	-	4,038,748,943	59,618,518	3,449,831,407	-	3,561,041,704	111,210,297
	イスラエルペソ	5,068,033,146	-	5,121,549,644	53,516,498	-	-	-	-
	スウェーデンクローナ	3,941,483,947	-	4,059,973,263	118,489,316	1,042,157,349	-	1,075,919,951	33,762,602
	ノルウェークローネ	688,631,923	-	689,413,377	781,454	1,113,847,526	-	1,185,221,967	71,374,441
	デンマーククローネ	45,598,360	-	45,650,871	52,511	47,009,104	-	47,881,186	872,082
	オーストラリアドル	3,428,487,987	-	3,463,168,902	34,680,915	194,174,993	-	198,264,373	4,089,380
	ニュージーランドドル	3,247,497,473	-	3,357,139,745	109,642,272	445,670,380	-	466,617,623	20,947,243
合計		112,540,918,459	-	113,698,831,152	219,665,493	43,633,512,824	-	44,048,307,615	177,772,741

(3) 金利関連

区分	種類	(2019年12月6日現在)				(2020年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	賃建	11,377,151,031	5,702,167,570	11,355,565,169	21,585,862	-	-	-	-
	売建	10,975,284,153	5,494,857,214	10,977,582,476	2,298,323	-	-	-	-
合計		22,352,435,184	11,197,024,784	22,333,147,645	23,884,185	-	-	-	-

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2019年12月6日現在)	(2020年12月7日現在)
1口当たり純資産額	1.7093円	1.8196円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第412回利付国債(2年)	48,550,000	48,719,439	
		第414回利付国債(2年)	332,350,000	333,676,076	
		第417回利付国債(2年)	3,700,000	3,716,798	
		第418回利付国債(2年)	1,350,000	1,356,547	
		第419回利付国債(2年)	1,213,550,000	1,219,326,498	
		第135回利付国債(5年)	792,700,000	797,139,120	
		第13回利付国債(40年)	247,000,000	232,138,010	
		第330回利付国債(10年)	164,150,000	168,460,579	
		第354回利付国債(10年)	354,100,000	358,515,627	
		第357回利付国債(10年)	124,850,000	126,204,622	
		第358回利付国債(10年)	30,000,000	30,292,200	
		第359回利付国債(10年)	16,700,000	16,851,135	
		第360回利付国債(10年)	1,384,600,000	1,395,413,726	
		第24回利付国債(30年)	200,300,000	269,960,334	
		第25回利付国債(30年)	183,150,000	241,770,820	
		第34回利付国債(30年)	202,500,000	273,176,550	
		第68回利付国債(30年)	306,000,000	302,557,500	
		第156回利付国債(20年)	49,950,000	51,203,245	
		第162回利付国債(20年)	145,000,000	152,437,050	
		第20回利付国債(物価連動・10年)	284,200,000	289,478,020	
		第21回利付国債(物価連動・10年)	282,600,000	287,157,863	
		第23回利付国債(物価連動・10年)	237,000,000	239,127,757	
		第24回利付国債(物価連動・10年)	86,600,000	86,990,094	
				6,925,669,610	
小計 米ドル	国債証券	AID-ISRAEL 5.5%	300,000.00	342,492.02	
		STRIPS 0%	1,860,000.00	1,460,328.68	
		US TREASURY N/B 1.625%	9,940,000.00	10,548,048.48	
		US TREASURY N/B 1.75%	1,320,000.00	1,352,123.44	
		US TREASURY N/B 2.25%	2,030,000.00	2,167,183.60	
		US TREASURY N/B 2.375%	13,565,000.00	14,208,277.80	
		US TREASURY N/B 2.625%	4,650,000.00	4,939,535.17	
		US TREASURY N/B 2.625%	3,550,000.00	4,056,984.37	
		US TREASURY N/B 2.875%	5,490,000.00	5,912,901.56	
		ECMC 2017-1A A	1,254,937.30	1,260,390.50	
特殊債券		EDUSA 2015-2 A	305,076.84	304,763.09	
		HEF 2014-1 A	1,078,820.69	1,083,643.12	
		NAVSL 2017-2A A	1,956,914.96	1,946,212.78	
		ABBVIE INC 3.2%	250,000.00	280,975.95	
		ABBVIE INC 4.05%	250,000.00	299,317.95	
社債券		ABBVIE INC 4.25%	300,000.00	371,172.42	
		AEP TRANSMISSION 3.65%	100,000.00	119,897.49	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AIR LEASE CORP 3.25%	450,000.00	475,435.79	
		AMERICAN INTL GROUP 3.4%	450,000.00	514,794.00	
		AMERICAN INTL GRP 4.375%	400,000.00	513,956.32	
		AMERICAN WATER 3.45%	150,000.00	175,605.85	
		ANHEUSER-BUSCH 4.9%	100,000.00	127,466.24	
		ANHEUSER-BUSCH I 4.6%	100,000.00	123,925.42	
		ARCHER-DANIELS-MID 3.25%	100,000.00	115,037.92	
		AT&T INC 3.65%	250,000.00	260,794.87	
		AT&T INC 4.35%	50,000.00	57,735.25	
		AT&T INC 4.5%	250,000.00	295,414.18	
		AUST & NZ BANKING VAR	250,000.00	263,104.97	
		AVOLON HOLDINGS 3.95%	200,000.00	206,847.65	
		BANCO SANTANDER 2.706%	200,000.00	212,425.78	
		BANCO SANTANDER 2.749%	200,000.00	202,285.90	
		BANCO SANTANDER 3.306%	200,000.00	223,551.29	
		BANCO SANTANDER SA 3.49%	400,000.00	447,568.85	
		BANK 2017-BNK4 C	250,000.00	265,292.72	
		BANK OF AMERICA CORP VAR	475,000.00	476,204.54	
		BAT INTL FINANCE 3.95%	425,000.00	476,789.26	
		BK TOKYO-MITSUBI 3.25%	700,000.00	763,071.93	
		BMARK 2019-B12 D	200,000.00	184,362.80	
		BNP PARIBAS VAR	250,000.00	260,686.05	
		BOEING CO 3.25%	25,000.00	24,819.41	
		BOEING CO 3.375%	35,000.00	32,846.59	
		BOEING CO 3.625%	40,000.00	38,860.87	
		BPCE SA 2.65%	1,950,000.00	1,957,008.82	
		BPCE SA 2.75%	500,000.00	523,060.40	
		BPCE SA 4.5%	300,000.00	337,007.53	
		BPCE SA VAR	400,000.00	407,131.34	
		BROADCOM INC 4.25%	300,000.00	342,219.27	
		CARGILL INC 3.25%	800,000.00	849,598.68	
		CGCMT 2019-GC43 D	150,000.00	139,386.21	
		CIGNA CORP 4.9%	250,000.00	336,670.99	
		CITIGROUP INC VAR	100,000.00	119,892.25	
		COCA-COLA CO/THE 2.55%	450,000.00	492,526.15	
		COMCAST CORP 3.7%	400,000.00	439,579.72	
		COMCAST CORP 3.75%	250,000.00	300,463.03	
		COMCAST CORP 3.95%	350,000.00	400,896.09	
		COMCAST CORP 4.15%	100,000.00	119,892.47	
		COMCAST CORP 4.7%	50,000.00	69,534.56	
		COMM 2017-COR2 D	300,000.00	257,565.87	
		COMM 2019-GC44 D	200,000.00	172,028.74	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		COOPERAT RABOBANK 3.125%	650,000.00	657,140.64	
		CREDIT AGRICOLE LDN VAR	250,000.00	258,109.80	
		CREDIT SUISSE GR VAR	350,000.00	395,340.75	
		CREDIT SUISSE NE 3.625%	650,000.00	720,273.64	
		CVS HEALTH CORP 4.25%	50,000.00	61,315.25	
		CVS HEALTH CORP 5.05%	250,000.00	331,109.75	
		DELL INT / EMC CORP 5.3%	25,000.00	30,296.50	
		DELL INT LLC / EMC 4.9%	300,000.00	352,489.83	
		DELL INT LLC / EMC 6.02%	250,000.00	304,355.41	
		DELL INT LLC / EMC 6.2%	25,000.00	31,972.07	
		DEUTSCHE BANK NY VAR	200,000.00	204,469.80	
		EAST OHIO GAS CO/THE 3%	100,000.00	106,579.94	
		ELECTRICITE DE FRAN 4.5%	200,000.00	237,500.54	
		FORDR 2018-1 A	2,600,000.00	2,839,795.66	
		GE CAPITAL FUNDING 4.4%	200,000.00	230,523.06	
		GE CAPITAL INTL 3.373%	200,000.00	219,871.14	
		GE CAPITAL INTL 4.418%	200,000.00	231,764.69	
		GENERAL ELECTRIC 3.625%	550,000.00	619,120.13	
		GENERAL ELECTRIC 4.35%	400,000.00	468,758.84	
		GLENCORE FUNDING 4.625%	250,000.00	277,992.78	
		JPMDB 2019-COR6 D	150,000.00	130,833.75	
		JPMORGAN CHASE & 3.3%	900,000.00	1,002,526.58	
		KEURIG DR PEPPER 3.8%	50,000.00	58,817.93	
		LOCKHEED MARTIN 2.8%	100,000.00	107,135.77	
		MACQUARIE GROUP LTD VAR	100,000.00	110,240.24	
		MITSUBISHI UFJ FG 3.751%	200,000.00	235,833.77	
		MORGAN STANLEY VAR	150,000.00	239,247.86	
		NASDAQ INC 3.25%	600,000.00	664,218.43	
		NATIONWIDE BLDG SOCI VAR	200,000.00	231,879.31	
		NUTRITION & BIO 2.3%	100,000.00	102,289.67	
		NUTRITION & BIO 3.268%	50,000.00	53,092.97	
		NUTRITION & BIO 3.468%	100,000.00	106,471.71	
		NXP BV/NXP FDG/NXP 3.4%	200,000.00	225,167.86	
		ORACLE CORP 3.6%	200,000.00	231,162.44	
		PEPSICO INC 2.85%	400,000.00	441,203.54	
		PEPSICO INC 3.625%	200,000.00	248,914.49	
		SEMT 2004-10 A3A	39,846.76	38,067.72	
		T-MOBILE USA INC 3.875%	200,000.00	228,337.81	
		T-MOBILE USA INC 3%	200,000.00	203,401.79	
		TORONTO-DOMINION VAR	1,050,000.00	1,181,989.22	
		TOTAL CAPITAL INTL3.461%	150,000.00	170,706.72	
		VEREIT OPERATING 2.85%	125,000.00	127,566.97	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		VEREIT OPERATING 4.625%	400,000.00	453,069.52	
		VERIZON COMMUNICATION 4%	100,000.00	122,364.98	
		WALT DISNEY COMPANY 4.7%	50,000.00	68,581.49	
		WESTPAC BANKING CORP VAR	400,000.00	411,683.36	
小計				80,431,181.11	
				(8,371,277,328)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.75%	680,000.00	907,623.20	
	地方債証券	CANADIAN GOVT 2.25%	7,550,000.00	8,502,432.50	
		BRITISH COLUMBIA 2.85%	1,900,000.00	2,079,132.00	
		ONTARIO PROVINCE 2.6%	2,450,000.00	2,644,726.00	
		PROVINCE OF ONTARIO 2.85	1,080,000.00	1,145,124.00	
小計				15,279,037.70	
				(1,244,477,619)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.15%	170,000.00	286,820.02	
		BELGIUM KINGDOM 0.9%	1,620,000.00	1,806,990.23	
		BELGIUM KINGDOM 1.7%	130,000.00	178,679.77	
		BONOS Y OBLIG EST 1.5%	3,120,000.00	3,479,562.24	
		BONOS Y OBLIG EST 1.25%	260,000.00	289,978.62	
		BUNDESOBLIGATION 0%	7,100,000.00	7,261,800.83	
		BUNDESOBLIGATION 0%	2,540,000.00	2,625,594.52	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH 0%	450,000.00	473,324.58	
		BUONI POLIENNALI 0.95%	300,000.00	311,555.56	
		BUONI POLIENNALI 2.95%	830,000.00	1,073,230.13	
		BUONI POLIENNALI DE 2.8%	800,000.00	1,055,708.00	
		DEUTSCHLAND REP 2.5%	140,000.00	239,278.49	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	2,190,000.00	3,572,953.09	
		FRANCE (GOVT OF) 0%	1,960,000.00	2,021,910.36	
		FRANCE (GOVT OF) 1%	3,470,000.00	3,825,918.87	
		FRANCE O.A.T. 1.75%	1,030,000.00	1,570,898.57	
		FRANCE O.A.T. 4.5%	1,380,000.00	2,606,025.35	
		FRENCH DISCOUNT 0%	1,160,000.00	1,160,789.33	
		REP OF AUSTRIA 0.85%	490,000.00	630,020.77	
		REP OF AUSTRIA 2.1%	480,000.00	1,051,021.67	
		SPANISH GOV'T 3.45%	930,000.00	1,669,424.40	
		SPANISH GOV'T 4.2%	550,000.00	872,889.66	
		SPANISH GOV'T 5.15%	600,000.00	851,018.86	
		SPANISH GOV'T 5.9%	800,000.00	1,085,433.75	
	特殊債券	CAISSE CENT IMMOB 0%	400,000.00	405,246.39	
	社債券	ABN AMRO BANK NV VAR	200,000.00	210,360.00	
		AEROPORTS DE PARIS 2.75%	200,000.00	241,740.00	
		AIRBUS SE 2.375%	350,000.00	412,160.00	
		AIRBUS SE 2.375%	500,000.00	589,500.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AIRBUS SE 2%	450,000.00	502,920.00	
		ANHEUSER-BUSCH INBE 3.7%	250,000.00	350,200.00	
		AT&T INC 1.8%	150,000.00	157,995.00	
		BABCOCK INTL 1.375%	150,000.00	154,440.00	
		BANCO SANTANDER 1.625%	100,000.00	103,910.00	
		BANK OF AMERICA CORP VAR	400,000.00	496,600.00	
		BANKINTER SA 0.625%	200,000.00	203,080.00	
		BARCLAYS PLC VAR	300,000.00	330,960.00	
		BAYER AG 1.125%	200,000.00	209,920.00	
		BAYER AG 1.375%	100,000.00	106,580.00	
		BHP BILLITON FINAN 3.25%	650,000.00	793,845.00	
		BLACKSTONE PP EUR 1.75%	250,000.00	262,225.00	
		BLACKSTONE PP EUR HLD 2%	250,000.00	262,300.00	
		BNP PARIBAS 0.625%	200,000.00	199,940.00	
		BNP PARIBAS VAR	300,000.00	302,190.00	
		BP CAPITAL MARKETS VAR	150,000.00	165,030.00	
		BP CAPITAL MARKETS VAR	150,000.00	160,845.00	
		CNP ASSURANCES 0.375%	100,000.00	99,860.00	
		COMMERZBANK AG 4%	100,000.00	110,470.00	
		CREDIT AGRICOLE SA VAR	300,000.00	312,420.00	
		CREDIT SUISSE AG VAR	450,000.00	459,315.00	
		DANSKE BANK A/S VAR	250,000.00	253,950.00	
		DELL BANK INTL 1.625%	600,000.00	620,760.00	
		DEUTSCHE BANK AG VAR	100,000.00	104,500.00	
		ENEXIS HOLDING NV 0.75%	150,000.00	158,865.00	
		ENGIE SA VAR	400,000.00	403,200.00	
		FCC AQUALIA SA 2.629%	350,000.00	380,520.00	
		GIVAUDAN FIN EURO 1.625%	100,000.00	113,540.00	
		HELVETIA EUROPE SA VAR	200,000.00	216,500.00	
		ING GROEP NV VAR	100,000.00	100,820.00	
		ING GROEP NV VAR	100,000.00	106,830.00	
		JT INTL FIN SERV VAR	250,000.00	274,700.00	
		LA MONDIALE 0.75%	100,000.00	100,940.00	
		LA POSTE SA 1.375%	200,000.00	220,540.00	
		LA POSTE SA 1%	400,000.00	427,765.92	
		LLOYDS BANKING GROUP VAR	300,000.00	341,670.00	
		LOGICOR FINANCING 0.75%	250,000.00	254,975.00	
		LOGICOR FINANCING 1.625%	250,000.00	264,950.00	
		mitsubishi UFJ FG 0.339%	350,000.00	354,620.00	
		PROLOGIS EURO FINANCE 1%	350,000.00	364,910.00	
		SCENTRE MGMT LTD 2.25%	600,000.00	639,720.00	
		SERVICIOS MEDIO 1.661%	100,000.00	104,780.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計 英ポンド	国債証券	SOCIETE GENERALE VAR	100,000.00	102,570.00		
		WELLS FARGO & CO 0.625%	400,000.00	401,360.00		
		WELLS FARGO VAR	400,000.00	439,280.00		
		WPC EUROBOND BV 1.35%	500,000.00	518,900.00		
	特殊債券			54,876,044.98		
				(6,928,100,677)		
	社債券	UK TREASURY 3.5%	1,560,000.00	2,435,756.12		
		UK TREASURY 3.5%	460,000.00	939,301.81		
		UK TREASURY 4.25%	3,640,000.00	6,457,668.52		
		BNG BANK NV 0.375%	520,000.00	522,963.68		
		INTL DEVT ASSOC 0.75%	2,340,000.00	2,386,697.99		
		AT&T INC 5.5%	250,000.00	315,200.00		
		BAT INTL FINANCE 2.25%	200,000.00	204,340.00		
		DEXIA CREDIT LOC 1.125%	4,500,000.00	4,565,642.53		
		EHMU 2007-2 A2	108,722.82	107,824.44		
		FSQ 2018-2 A	937,494.29	938,480.53		
小計	特殊債券	HSBC HOLDINGS PLC VAR	350,000.00	357,595.00		
		MALTH 2 A	1,232,046.84	1,230,490.76		
スウェーデンクローナ 小計	特殊債券	MANSO 2007-1X A2 FLOAT	1,224,808.36	1,168,855.43		
		PENSION INSURANCE 4.625%	150,000.00	172,800.00		
デンマーク クローネ 小計		STRA 2019-1 A	954,089.55	955,239.22		
				22,758,856.03		
				(3,180,322,540)		
		EUROPEAN INVT BK 1.75%	3,700,000.00	4,018,759.88		
				4,018,759.88		
				(49,511,121)		
合計	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	1,800,000.00	3,425,940.00		
				3,425,940.00		
				(58,103,942)		
				26,757,462,837		
				(19,831,793,227)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 9 銘柄	55.9%	42.2%
	特殊債券 4 銘柄	5.7%	
	社債券 92 銘柄	38.4%	
カナダドル	国債証券 2 銘柄	61.6%	6.3%
	地方債証券 3 銘柄	38.4%	
ユーロ	国債証券 24 銘柄	72.9%	34.9%
	特殊債券 1 銘柄	0.7%	
	社債券 50 銘柄	26.4%	
英ポンド	国債証券 3 銘柄	43.2%	16.0%
	特殊債券 2 銘柄	12.8%	
	社債券 10 銘柄	44.0%	
スウェーデンクローナ	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.3%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

B 為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）は、「世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（1）貸借対照表

区分	注記番号	(2019年12月6日現在)	(2020年12月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		-	8,090,155
コール・ローン		964,713,631	1,750,763,910
国債証券		23,761,551,963	27,098,507,671
地方債証券		172,643,837	176,711,965
特殊債券		5,154,110,939	1,930,275,345
社債券		8,479,159,723	8,058,775,430
派生商品評価勘定		758,515,580	421,293,439
未収入金		1,562,359,293	2,154,986,908
未収利息		166,162,414	135,921,706
前払費用		9,777,428	7,770,773
差入委託証拠金		205,730,083	394,655,302
流動資産合計		41,234,724,891	42,137,752,604
資産合計		41,234,724,891	42,137,752,604
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		956,314,266	527,323,302
前受金		44,481	44,300
未払金		1,536,443,341	2,165,039,906
未払解約金		33,946,646	76,196,891
未払利息		1,597	4,466
流動負債合計		2,526,750,331	2,768,608,865
負債合計		2,526,750,331	2,768,608,865
純資産の部			
元本等			
元本		16,687,093,460	16,028,220,759
剰余金		22,020,881,100	23,340,922,980
剰余金又は欠損金（）		38,707,974,560	39,369,143,739
元本等合計		38,707,974,560	39,369,143,739
純資産合計		41,234,724,891	42,137,752,604
負債純資産合計			

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>(1) 為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>同左</p> <p>(1) 為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>同左</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法		
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2019年12月 6 日現在)	(2020年12月 7 日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	18,271,793,273円	16,687,093,460円
期中追加設定元本額	1,545,586,606円	2,456,153,298円
期中一部解約元本額	3,130,286,419円	3,115,025,999円
期末元本額	16,687,093,460円	16,028,220,759円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）	3,212,512,026円	2,974,023,731円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（野村SMA向け）	1,592,300,389円	1,362,425,259円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）	2,848,909,078円	3,447,429,298円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	283,253,273円	274,593,013円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）	1,545,659,227円	1,513,813,908円
R H 世界債券オープンB（為替ヘッジなし）VA （適格機関投資家専用）	7,204,459,467円	6,455,935,550円
2 . 受益権の総数	16,687,093,460口	16,028,220,759口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1 . 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2018年12月7日 至 2019年12月6日	自 2019年12月7日 至 2020年12月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2019年12月6日現在)	(2020年12月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	141,122,866	118,384,734
地方債証券	423,014	1,423,591
特殊債券	25,000,501	26,339,552
社債券	162,124,476	307,468,356
合計	277,823,827	453,616,233

(注) 当親投資信託の計算期間は、原則として6月8日から12月7日、及び12月8日から翌年6月7日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2019年12月6日現在)				(2020年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	12,477,702,545	-	12,434,087,562	43,614,983	13,999,956,712	-	13,911,264,519	88,692,193
	売建	3,815,512,226	-	3,803,596,576	11,915,650	2,329,905,450	-	2,324,978,442	4,927,008
	合計	16,293,214,771	-	16,237,684,138	31,699,333	16,329,862,162	-	16,236,242,961	83,765,185

(2) 通貨関連

区分	種類	(2019年12月6日現在)				(2020年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	26,498,966,206	-	26,688,346,126	189,379,920	11,235,317,035	-	11,100,465,110	134,851,925
	カナダドル	3,381,029,379	-	3,408,763,537	27,734,158	2,241,943,262	-	2,280,810,792	38,867,530
	ユーロ	17,657,240,050	-	17,814,455,471	157,215,421	5,201,911,530	-	5,310,373,641	108,462,111
	英ポンド	1,463,834,151	-	1,521,961,177	58,127,026	784,476,220	-	802,830,814	18,354,594
	イスラエルペソ	3,752,964,354	-	3,794,414,848	41,450,494	-	-	-	-
	スウェーデンクローナ	3,167,316,626	-	3,235,048,927	67,732,301	858,214,105	-	883,031,300	24,817,195
	ノルウェーキローネ	3,169,068,290	-	3,194,803,061	25,734,771	2,164,948,604	-	2,213,548,328	48,599,724
	デンマーククローネ	-	-	-	-	57,766,487	-	58,838,132	1,071,645
	オーストラリアドル	5,115,720,415	-	5,133,817,174	18,096,759	1,649,423,986	-	1,700,112,160	50,688,174
	ニュージーランドドル	2,525,929,653	-	2,592,433,008	66,503,355	610,164,937	-	624,237,769	14,072,832
	売建								
	米ドル	19,029,951,636	-	19,133,463,891	103,512,255	9,037,416,718	-	8,931,269,899	106,146,819
	カナダドル	5,229,361,639	-	5,280,787,968	51,426,329	1,089,777,070	-	1,119,398,197	29,621,127
	ユーロ	10,964,105,959	-	11,152,191,547	188,085,588	2,753,037,939	-	2,820,489,140	67,451,201
	英ポンド	2,327,013,272	-	2,371,308,520	44,295,248	1,158,806,662	-	1,186,376,986	27,570,324
	イスラエルペソ	6,391,291,808	-	6,458,543,336	67,251,528	-	-	-	-
	スウェーデンクローナ	5,014,788,987	-	5,165,160,563	150,371,576	1,370,165,379	-	1,414,089,009	43,923,630
	ノルウェーキローネ	867,308,782	-	868,276,910	968,128	1,506,043,007	-	1,602,252,737	96,209,730
	オーストラリアドル	4,313,217,163	-	4,357,844,493	44,627,330	267,870,964	-	273,481,222	5,610,258
	ニュージーランドドル	4,098,293,023	-	4,236,395,996	138,102,973	603,428,505	-	631,535,612	28,107,107
	合計	124,967,401,393	-	126,408,016,553	136,666,750	42,590,712,410	-	42,953,140,848	22,264,678

(3) 金利関連

区分	種類	(2019年12月6日現在)				(2020年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	14,439,732,195	7,224,246,436	14,412,053,698	27,678,497	-	-	-	-
	売建	13,492,972,263	6,754,506,230	13,494,726,369	1,754,106	-	-	-	-
合計		27,932,704,458	13,978,752,666	27,906,780,067	29,432,603	-	-	-	-

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2019年12月6日現在)	(2020年12月7日現在)
1口当たり純資産額	2.3196円	2.4562円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
日本円	国債証券	第409回利付国債(2年)	226,650,000	227,275,554		
		第414回利付国債(2年)	368,950,000	370,422,110		
		第419回利付国債(2年)	1,687,650,000	1,695,683,214		
		第126回利付国債(5年)	536,100,000	536,132,166		
		第13回利付国債(40年)	343,000,000	322,361,690		
		第328回利付国債(10年)	1,027,450,000	1,044,834,454		
		第357回利付国債(10年)	187,750,000	189,787,087		
		第360回利付国債(10年)	1,895,000,000	1,909,799,950		
		第24回利付国債(30年)	363,600,000	490,052,808		
		第25回利付国債(30年)	214,000,000	282,494,980		
		第65回利付国債(30年)	41,400,000	38,966,922		
		第68回利付国債(30年)	422,000,000	417,252,500		
		第156回利付国債(20年)	684,300,000	701,469,087		
		第169回利付国債(20年)	1,950,000	1,933,015		
		第171回利付国債(20年)	23,700,000	23,425,791		
		第947回国庫短期証券	2,936,550,000	2,937,058,023		
		第953回国庫短期証券	1,138,250,000	1,138,482,203		
		第20回利付国債(物価連動・10年)	476,500,000	485,349,319		
		第21回利付国債(物価連動・10年)	507,400,000	515,583,509		
		第24回利付国債(物価連動・10年)	149,100,000	149,771,629		
小計				13,478,136,011		
米ドル	国債証券	AID-ISRAEL 5.5%	1,200,000.00	1,369,968.10		
		STRIPS 0%	2,610,000.00	2,049,170.89		
		US TREASURY N/B 0.125%	5,580,000.00	5,578,692.21		
		US TREASURY N/B 1.625%	13,500,000.00	14,325,820.38		
		US TREASURY N/B 1.75%	5,320,000.00	5,456,325.00		
		US TREASURY N/B 2.125%	4,700,000.00	4,833,839.83		
		US TREASURY N/B 2.25%	1,920,000.00	2,049,750.00		
		US TREASURY N/B 2.625%	11,410,000.00	12,120,450.83		
		US TREASURY N/B 2.625%	7,110,000.00	8,125,396.87		
		ECMC 2017-1A A	1,411,804.47	1,417,939.32		
	特殊債券	EDUSA 2015-2 A	665,622.20	664,937.67		
		HEF 2014-1 A	1,281,099.57	1,286,826.21		
		INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	6,389,067.17		
		NAVSL 2016-2 A2	837,971.93	838,404.23		
		NAVSL 2017-2A A	2,219,784.14	2,207,644.36		
		ABBVIE INC 3.2%	500,000.00	561,951.90		
	社債券	ABBVIE INC 4.05%	300,000.00	359,181.54		
		ABBVIE INC 4.25%	850,000.00	1,051,655.20		
		AEP TRANSMISSION 3.65%	50,000.00	59,948.74		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AIR LEASE CORP 3.25%	550,000.00	581,088.18	
		ALEXANDRIA REAL ES3.375%	250,000.00	284,808.74	
		AMERICAN INTL GROUP 3.4%	550,000.00	629,192.66	
		AMERICAN INTL GRP 4.375%	500,000.00	642,445.41	
		AMERICAN WATER 3.45%	150,000.00	175,605.85	
		ANHEUSER-BUSCH 4.9%	150,000.00	191,199.37	
		ANHEUSER-BUSCH I 4.6%	200,000.00	247,850.85	
		ARCHER-DANIELS-MID 3.25%	150,000.00	172,556.88	
		AT&T INC 3.65%	300,000.00	312,953.84	
		AT&T INC 4.35%	200,000.00	230,941.00	
		AT&T INC 4.5%	350,000.00	413,579.86	
		AUST & NZ BANKING VAR	350,000.00	368,346.96	
		AVOLON HOLDINGS 3.95%	250,000.00	258,559.56	
		BANCO SANTANDER 2.706%	400,000.00	424,851.56	
		BANCO SANTANDER 2.749%	200,000.00	202,285.90	
		BANCO SANTANDER 3.306%	200,000.00	223,551.29	
		BANCO SANTANDER SA 3.49%	200,000.00	223,784.42	
		BANK 2017-BNK4 C	350,000.00	371,409.81	
		BANK OF AMERICA CORP VAR	300,000.00	374,251.01	
		BAT INTL FINANCE 3.95%	700,000.00	785,299.97	
		BMARK 2019-B12 D	300,000.00	276,544.20	
		BNP PARIBAS 3.375%	575,000.00	626,619.43	
		BNP PARIBAS VAR	250,000.00	260,686.05	
		BOEING CO 3.25%	50,000.00	49,638.82	
		BOEING CO 3.375%	45,000.00	42,231.33	
		BOEING CO 3.85%	30,000.00	28,589.43	
		BOEING CO 5.805%	25,000.00	34,137.13	
		BPCE SA 2.75%	750,000.00	784,590.60	
		BPCE SA 4.5%	500,000.00	561,679.23	
		BPCE SA VAR	500,000.00	508,914.18	
		BROADCOM INC 3.459%	312,000.00	344,926.73	
		BROADCOM INC 4.25%	350,000.00	399,255.81	
		CARGILL INC 3.25%	1,100,000.00	1,168,198.19	
		CGCMT 2019-GC41 D	100,000.00	91,172.33	
		CGCMT 2019-GC43 D	100,000.00	92,924.14	
		CIGNA CORP 4.9%	300,000.00	404,005.19	
		CITIGROUP INC VAR	100,000.00	119,892.25	
		COCA-COLA CO/THE 2.55%	450,000.00	492,526.15	
		COMCAST CORP 3.75%	350,000.00	420,648.24	
		COMCAST CORP 3.95%	450,000.00	515,437.83	
		COMCAST CORP 4.15%	200,000.00	239,784.95	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		COMCAST CORP 4.7%	50,000.00	69,534.56	
		COMM 2017-COR2 D	400,000.00	343,421.16	
		COMM 2019-GC44 D	200,000.00	172,028.74	
		CREDIT AGRICOLE LDN VAR	250,000.00	258,109.80	
		CREDIT SUISSE GR VAR	650,000.00	734,204.25	
		CREDIT SUISSE NY 2.95%	350,000.00	382,927.31	
		CVS HEALTH CORP 4.25%	50,000.00	61,315.25	
		CVS HEALTH CORP 5.05%	350,000.00	463,553.65	
		DELL INT / EMC CORP 5.3%	25,000.00	30,296.50	
		DELL INT LLC / EMC 4.9%	400,000.00	469,986.43	
		DELL INT LLC / EMC 6.02%	300,000.00	365,226.50	
		DELL INT LLC / EMC 6.2%	25,000.00	31,972.07	
		DEUTSCHE BANK NY VAR	300,000.00	306,704.70	
		DEUTSCHE BANK NY VAR	150,000.00	151,890.89	
		DEUTSCHE TELEKOM 3.625%	250,000.00	287,904.79	
		EAST OHIO GAS CO/THE 3%	100,000.00	106,579.94	
		ELECTRICITE DE FRAN 4.5%	350,000.00	415,625.95	
		FORDR 2018-1 A	2,600,000.00	2,839,795.66	
		GE CAPITAL FUNDING 4.4%	300,000.00	345,784.59	
		GE CAPITAL INTL 3.373%	400,000.00	439,742.28	
		GE CAPITAL INTL 4.418%	300,000.00	347,647.04	
		GENERAL ELECTRIC 3.625%	450,000.00	506,552.84	
		GENERAL ELECTRIC 4.35%	500,000.00	585,948.55	
		GLENCORE FUNDING 4.625%	350,000.00	389,189.89	
		HP ENTERPRISE CO 4.65%	150,000.00	169,849.64	
		INTERCONTINENTALEX 1.85%	600,000.00	601,465.74	
		JPMDB 2019-COR6 D	150,000.00	130,833.75	
		JPMORGAN CHASE & 3.3%	750,000.00	835,438.82	
		JPMORGAN CHASE & CO VAR	400,000.00	424,500.37	
		KEURIG DR PEPPER 3.8%	100,000.00	117,635.86	
		LOCKHEED MARTIN 2.8%	150,000.00	160,703.66	
		MACQUARIE GROUP LTD VAR	150,000.00	165,360.36	
		mitsubishi UFJ FG 3.751%	200,000.00	235,833.77	
		MORGAN STANLEY VAR	400,000.00	461,611.47	
		MORGAN STANLEY VAR	150,000.00	239,247.86	
		NASDAQ INC 3.25%	700,000.00	774,921.51	
		NATIONWIDE BLDG SOCI VAR	200,000.00	231,879.31	
		NUTRITION & BIO 1.832%	50,000.00	50,888.95	
		NUTRITION & BIO 2.3%	150,000.00	153,434.51	
		NUTRITION & BIO 3.268%	50,000.00	53,092.97	
		NUTRITION & BIO 3.468%	200,000.00	212,943.43	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		NXP BV/NXP FDG/NXP 3.4%	250,000.00	281,459.82	
		ORACLE CORP 3.6%	300,000.00	346,743.66	
		PAYPAL HOLDINGS 3.25%	200,000.00	226,262.33	
		PEPSICO INC 2.85%	400,000.00	441,203.54	
		PEPSICO INC 3.625%	200,000.00	248,914.49	
		PHILLIPS 66 3.85%	100,000.00	111,860.11	
		SEMT 2004-10 A3A	59,366.29	56,715.76	
		T-MOBILE USA INC 3.875%	600,000.00	685,013.43	
		T-MOBILE USA INC 3%	300,000.00	305,102.69	
		TORONTO-DOMINION VAR	1,000,000.00	1,125,704.02	
		TOTAL CAPITAL INTL3.461%	200,000.00	227,608.96	
		VEREIT OPERATING 2.85%	200,000.00	204,107.15	
		VEREIT OPERATING 4.625%	550,000.00	622,970.59	
		VERIZON COMMUNICATION 4%	150,000.00	183,547.47	
		WALT DISNEY COMPANY 4.7%	50,000.00	68,581.49	
		WESTPAC BANKING CORP VAR	550,000.00	566,064.62	
		WP CAREY INC 2.4%	150,000.00	153,202.30	
小計				106,304,583.53	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.75%	650,000.00	867,581.00	
	地方債証券	CANADIAN GOVT 2.25%	2,920,000.00	3,288,358.00	
小計		BRITISH COLUMBIA 4.95%	700,000.00	1,035,055.00	
		PROVINCE OF ONTARIO 2.85	1,070,000.00	1,134,521.00	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.25%	490,000.00	793,572.08	
		BELGIUM KINGDOM 0.9%	2,110,000.00	2,353,549.00	
		BONOS Y OBLIG D EST 1.5%	4,060,000.00	4,527,891.89	
		BONOS Y OBLIG EST 1.25%	1,390,000.00	1,550,270.34	
		BUNDESOBLIGATION 0%	8,390,000.00	8,581,198.45	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH 0%	890,000.00	936,130.84	
		BUONI POLIENNALI 2.95%	1,880,000.00	2,430,930.91	
		BUONI POLIENNALI DE 2.8%	780,000.00	1,029,315.30	
		FRANCE (GOVT OF) 0%	3,620,000.00	3,734,344.65	
		FRANCE (GOVT OF) 2.5%	1,420,000.00	1,812,679.77	
		FRANCE O.A.T. 1.75%	980,000.00	1,494,641.36	
		FRANCE O.A.T. 2.75%	5,660,000.00	6,971,740.09	
		FRANCE O.A.T. 4.5%	2,300,000.00	4,343,375.59	
		FRENCH DISCOUNT 0%	3,440,000.00	3,442,340.77	
		SPANISH GOV'T 3.45%	1,400,000.00	2,513,112.00	
		SPANISH GOV'T 5.9%	370,000.00	502,013.11	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	特殊債券	CAISSE CENT IMMOB 0%	500,000.00	506,557.99	
	社債券	ABN AMRO BANK NV VAR	300,000.00	315,540.00	
		AEROPORTS DE PARIS 2.75%	300,000.00	362,610.00	
		AIRBUS SE 2.375%	400,000.00	471,040.00	
		AIRBUS SE 2.375%	700,000.00	825,300.00	
		AIRBUS SE 2%	600,000.00	670,560.00	
		ANHEUSER-BUSCH INBE 3.7%	250,000.00	350,200.00	
		ASAHI GROUP HOLD 0.541%	475,000.00	481,317.50	
		AT&T INC 1.8%	250,000.00	263,325.00	
		BABCOCK INTL 1.375%	200,000.00	205,920.00	
		BANCO SANTANDER 1.625%	200,000.00	207,820.00	
		BANK OF AMERICA CORP VAR	400,000.00	496,600.00	
		BANKINTER SA 0.625%	300,000.00	304,620.00	
		BARCLAYS PLC VAR	350,000.00	386,120.00	
		BAYER AG 1.125%	300,000.00	314,880.00	
		BAYER AG 1.375%	200,000.00	213,160.00	
		BHP BILLITON FINAN 3.25%	800,000.00	977,040.00	
		BLACKSTONE PP EUR 1.75%	300,000.00	314,670.00	
		BLACKSTONE PP EUR HLD 2%	300,000.00	314,760.00	
		BNP PARIBAS VAR	100,000.00	104,130.00	
		BNP PARIBAS 0.625%	200,000.00	199,940.00	
		BNP PARIBAS VAR	200,000.00	202,040.00	
		BNP PARIBAS VAR	500,000.00	503,650.00	
		BP CAPITAL MARKETS VAR	200,000.00	220,040.00	
		BP CAPITAL MARKETS VAR	200,000.00	214,460.00	
		CAPGEMINI SE 2.375%	400,000.00	475,040.00	
		CNP ASSURANCES 0.375%	300,000.00	299,580.00	
		COMMERZBANK AG 4%	150,000.00	165,705.00	
		CREDIT AGRICOLE SA VAR	300,000.00	312,420.00	
		CREDIT SUISSE AG VAR	650,000.00	663,455.00	
		DANSKE BANK A/S VAR	350,000.00	355,530.00	
		DELL BANK INTL 1.625%	750,000.00	775,950.00	
		DEUTSCHE BANK AG VAR	200,000.00	209,000.00	
		ENGIE SA VAR	400,000.00	403,200.00	
		FCC AQUALIA SA 2.629%	450,000.00	489,240.00	
		GIVAUDAN FIN EURO 1.625%	150,000.00	170,310.00	
		HELVETIA EUROPE SA VAR	200,000.00	216,500.00	
		ING GROEP NV VAR	100,000.00	100,820.00	
		ING GROEP NV VAR	200,000.00	213,660.00	
		JT INTL FIN SERV VAR	350,000.00	384,580.00	
		LA MONDIALE 0.75%	100,000.00	100,940.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		LA POSTE SA 1.375%	200,000.00	220,540.00	
		LA POSTE SA 1%	600,000.00	641,648.88	
		LLOYDS BANKING GROUP VAR	350,000.00	398,615.00	
		LOGICOR FINANCING 0.75%	300,000.00	305,970.00	
		LOGICOR FINANCING 1.625%	300,000.00	317,940.00	
		MEDTRONIC GLOBAL 1.5%	150,000.00	164,145.00	
		MITSUBISHI UFJ FG 0.339%	400,000.00	405,280.00	
		PROLOGIS EURO FINANCE 1%	325,000.00	338,845.00	
		SCENTRE MGMT LTD 2.25%	700,000.00	746,340.00	
		SERVICIOS MEDIO 1.661%	100,000.00	104,780.00	
		SOCIETE GENERALE VAR	200,000.00	205,140.00	
		WELLS FARGO & CO 0.625%	550,000.00	551,870.00	
		WELLS FARGO VAR	450,000.00	494,190.00	
		WPC EUROBOND BV 1.35%	600,000.00	622,680.00	
				67,297,320.52	
				(8,496,286,714)	
小計					
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	1,820,000.00	2,841,715.47	
		UK TREASURY 3.5%	510,000.00	1,041,399.83	
		UK TREASURY 4.25%	3,650,000.00	6,475,409.37	
	特殊債券	BNG BANK NV 0.375%	1,100,000.00	1,106,269.34	
		EUROPEAN INVT BK 1.375%	1,500,000.00	1,573,243.93	
		KFW 5.5%	340,000.00	420,790.59	
	社債券	BAT INTL FINANCE 2.25%	200,000.00	204,340.00	
		DEXIA CREDIT LOC 1.125%	5,600,000.00	5,681,688.48	
		EHMU 2007-2 A2	280,785.67	278,465.53	
		HRBN 2017-1X A	1,370,231.71	1,369,428.75	
		HSBC HOLDINGS PLC VAR	500,000.00	510,850.00	
		MALTH 2 A	1,232,046.84	1,230,490.76	
		MANSD 2007-1X A2 FLOAT	1,198,182.09	1,143,445.53	
		PENSION INSURANCE 4.625%	150,000.00	172,800.00	
		STRA 2019-1 A	1,214,295.79	1,215,759.01	
				25,266,096.59	
				(3,530,684,336)	
小計					
スウェーデンクローナ 小計	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.75%	7,500,000.00	8,146,134.90	
デンマーククローネ 小計	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	2,460,000.00	4,682,118.00	
				4,682,118.00	
				(79,408,721)	
合計				37,264,270,411	
				(23,786,134,400)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 9 銘柄	52.6%	46.5%
	特殊債券 6 銘柄	12.0%	
	社債券 103銘柄	35.4%	
カナダドル	国債証券 2 銘柄	65.7%	2.2%
	地方債証券 2 銘柄	34.3%	
ユーロ	国債証券 16銘柄	69.9%	35.7%
	特殊債券 1 銘柄	0.8%	
	社債券 54銘柄	29.4%	
英ポンド	国債証券 3 銘柄	41.0%	14.8%
	特殊債券 3 銘柄	12.3%	
	社債券 9 銘柄	46.7%	
スウェーデンクローナ	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.3%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA・EW向け）>

(2020年12月30日現在)

資産総額	8,778,891,856円
負債総額	3,628,975円
純資産総額（ - ）	8,775,262,881円
発行済口数	7,821,005,570口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1220円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA・EW向け）>

(2020年12月30日現在)

資産総額	8,609,765,881円
負債総額	3,541,486円
純資産総額（ - ）	8,606,224,395円
発行済口数	8,029,866,336口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0718円

参考情報

<世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

資産総額	31,824,504,469円
負債総額	3,456,043,792円
純資産総額（ - ）	28,368,460,677円
発行済口数	15,519,537,915口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8279円

<世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

(2020年12月30日現在)

資産総額	43,602,753,020円
負債総額	4,318,807,690円
純資産総額（ - ）	39,283,945,330円
発行済口数	15,922,868,990口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4671円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額：金4億9,000万円

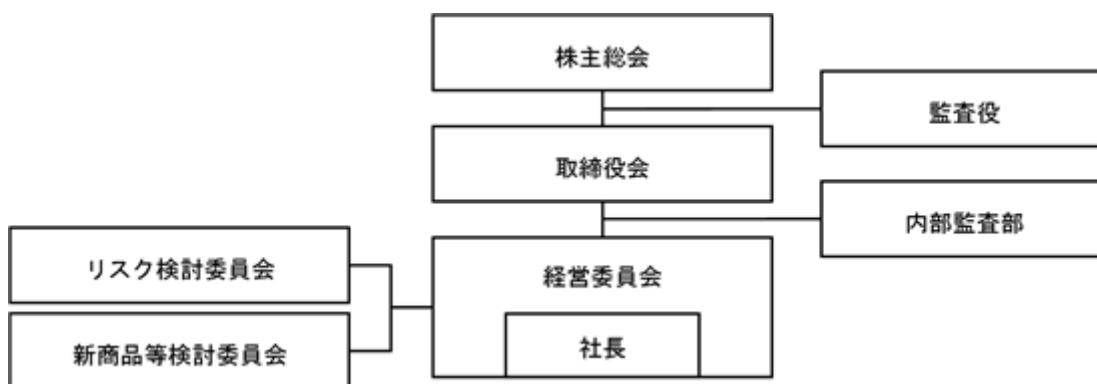
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をとります。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をとります。経営委員会は、取締役会に直属し、定期取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーション・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレビュー・リピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2020年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	113	2,867,960,386,849
単位型株式投資信託	3	95,504,416,946
合計	116	2,963,464,803,795

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度の中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第24期 (2018年12月31日現在)			第25期 (2019年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動資産		千円	千円	%	千円	千円	%
現金・預金			11,450,982			11,715,344	
短期貸付金			6,000,000			6,000,000	
支払委託金			18			18	
収益分配金		18			18		
前払費用			89,854			107,249	
未収委託者報酬			2,217,464			2,145,881	
未収運用受託報酬			2,097,668			2,044,425	
未収収益			6,481			223,770	
その他流動資産			174			1,722	
流動資産計			21,862,642	91.9		22,238,411	90.3
固定資産							
無形固定資産			234,597			411,424	
ソフトウェア		234,597			411,424		
投資その他の資産			1,682,525			1,985,685	
投資有価証券		608,933			630,249		
長期差入保証金		51,741			52,689		
繰延税金資産		955,912			1,168,588		
その他の投資等		65,937			134,158		
固定資産計			1,917,122	8.1		2,397,109	9.7
資産合計			23,779,765	100.0		24,635,521	100.0

期別		第24期 (2018年12月31日現在)			第25期 (2019年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動負債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			95,313			97,107	
未払金			2,344,602			2,155,923	
未払収益分配金		140			152		
未払手数料		730,069			766,147		
その他未払金		1,614,391			1,389,622		
未払費用	* 1		2,616,019			2,471,414	
一年内返済予定の関係会社長期借入金			3,000,000			-	
未払法人税等			1,114,060			864,902	
未払消費税等			176,395			236,987	
その他流動負債			190,026			191,149	
流動負債計			9,536,418	40.1		6,017,484	24.4
固定負債							
関係会社長期借入金			-			4,000,000	
退職給付引当金			218,427			296,824	
長期未払費用	* 1		1,047,976			1,282,291	
固定負債計			1,266,403	5.3		5,579,116	22.6
負債合計			10,802,822	45.4		11,596,600	47.1

期別		第24期 (2018年12月31日現在)			第25期 (2019年12月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			12,021,369			12,076,885	
その他利益剰余金		12,021,369			12,076,885		
繰越利益剰余金							
株主資本合計			12,901,369	54.3		12,956,885	52.6
評価・換算差額等		75,573			82,035		
その他有価証券評価差額金			75,573	0.3		82,035	0.3
評価・換算差額等合計							
純資産合計			12,976,942	54.6		13,038,920	52.9
負債・純資産合計			23,779,765	100.0		24,635,521	100.0

(2)【損益計算書】

期別			第24期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日			第25期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日		
	科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
	委託者報酬			19,586,658			21,024,391	
	運用受託報酬	* 2		9,067,941			7,649,897	
	その他営業収益	* 2		5,277,342			5,712,670	
	営業収益計			33,931,942	100.0		34,386,959	100.0
	営業費用							
	支払手数料			8,695,366			9,544,012	
	広告宣伝費			98,690			98,312	
	調査費			8,283,252			8,497,716	
	委託調査費	* 2	8,283,252			8,497,716		
	委託計算費			252,389			252,211	
	営業雑経費			292,829			287,340	
	通信費			17,326			49,228	
	印刷費			239,398			200,098	
	協会費			36,104			38,014	
	営業費用計			17,622,528	51.9		18,679,593	54.3
	一般管理費							
	給料			7,374,416			6,869,382	
	役員報酬			245,599			248,019	
	給料・手当			3,318,727			3,232,140	
	賞与			1,622,259			1,395,488	
	株式従業員報酬	* 1	646,616				596,764	
	その他の報酬			1,541,213			1,396,970	
	交際費			88,836			80,597	
	寄付金			91,847			60,014	
	旅費交通費			285,144			273,290	
	租税公課			135,737			141,828	
	不動産賃借料			203			130	
	退職給付費用			399,079			232,430	
	固定資産減価償却費			50,440			47,929	
	事務委託費			2,222,369			2,262,718	
	諸経費			995,707			795,990	
	一般管理費計			11,643,785	34.3		10,764,313	31.3
営業利益				4,665,628	13.7		4,943,051	14.4

期別			第24期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日			第25期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日			
科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益		千円	千円	千円	千円	%	
		収益分配金		25,339			25,950		
		受取利息		44,729			51,393		
		投資有価証券売却益		794			-		
		株式従業員報酬	* 1	473,820			-		
		* 2							
		雑益		29,502			1,316		
		営業外収益計		574,186	1.7		78,659	0.2	
		営業外費用							
		支払利息	* 2	18,578			29,264		
		株式従業員報酬	* 1	-			484,091		
		* 2							
為替差損				53,104			7,988		
投資有価証券売却損				776			-		
雑損				3			-		
営業外費用計				72,461	0.2		521,344	1.5	
経常利益				5,167,353	15.2		4,500,367	13.1	
税引前当期純利益				5,167,353	15.2		4,500,367	13.1	
法人税、住民税及び事業税				1,630,780	4.8		1,660,381	4.8	
法人税等調整額				193,589	0.6		215,529	0.6	
当期純利益				3,342,983	9.9		3,055,515	8.9	

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期
(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
2018年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	11,678,385	11,678,385	12,558,385	70,597	70,597 12,628,983	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000		3,000,000	
当期純利益				3,342,983	3,342,983	3,342,983		3,342,983	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							4,976	4,976 4,976	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	342,983	342,983	342,983	4,976	4,976 347,959	
2018年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,021,369	12,021,369	12,901,369	75,573	75,573 12,976,942	

第25期
(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
2019年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	12,021,369	12,021,369	12,901,369	75,573	75,573 12,976,942	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000		3,000,000	
当期純利益				3,055,515	3,055,515	3,055,515		3,055,515	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							6,462	6,462 6,462	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	55,515	55,515	55,515	6,462	6,462 61,978	
2019年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,076,885	12,076,885	12,956,885	82,035	82,035 13,038,920	

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>
2 . 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。</p>
3 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
4 . 収益および費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用しております。
5 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を一部変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」704,640千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」955,912千円に含めて表示しております。
------------------------	---

注記事項

(収益認識に関する注記)

第24期 (2018年12月31日現在)	第25期 (2019年12月31日現在)
<p>当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>1. 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>2. 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。</p> <p>3. その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>4. 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。</p>	同左

(貸借対照表関係)

第24期 (2018年12月31日現在)		第25期 (2019年12月31日現在)	
* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		* 1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
流動負債		固定負債	
未払費用	340,804千円	長期未払費用	1,255,929千円
固定負債			
長期未払費用	917,901千円		

(損益計算書関係)

第24期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。		* 1 株式従業員報酬 同左	
* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。		* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	
営業収益		営業収益	
運用受託報酬	3,415,734千円	運用受託報酬	3,179,886千円
その他営業収益	4,802,083千円	その他営業収益	5,206,251千円
営業費用		営業費用	
委託調査費	8,283,252千円	委託調査費	8,497,716千円
営業外収益		営業外費用	
株式従業員報酬	179,970千円	株式従業員報酬	356,723千円
営業外費用			
支払利息	18,578千円		

(株主資本等変動計算書関係)

第24期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年9月14日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	2018年9月25日	2018年9月25日

第25期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	2019年6月13日	2019年6月13日

(リース取引関係)

第24期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項 はありません。	同左

(金融商品関係)

第24期

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債はその他未払金や一年内返済予定の関係会社長期借入金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第24期
(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,450,982	11,450,982	-
短期貸付金	6,000,000	6,000,000	-
未収委託者報酬	2,217,464	2,217,464	-
未収運用受託報酬	2,097,668	2,097,668	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	608,933	608,933	-
その他未払金	1,614,391	1,614,391	-
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によってあります。

一年内返済予定の関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によってあります。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	11,450,982	-	-	-	-	-
短期貸付金	6,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,217,464	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,097,668	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
一年内返済予定の関 係会社長期借入金	3,000,000	-	-	-	-	-

第25期
(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債はその他未払金や関係会社長期借入金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第25期
(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,715,344	11,715,344	-
短期貸付金	6,000,000	6,000,000	-
未収委託者報酬	2,145,881	2,145,881	-
未収運用受託報酬	2,044,425	2,044,425	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	630,249	630,249	-
その他未払金	1,389,622	1,389,622	-
関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	11,715,344	-	-	-	-	-
短期貸付金	6,000,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,145,881	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,044,425	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	4,000,000	-	-	-	-

(有価証券関係)

第24期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)					第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	500,000	608,933	108,933	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	512,000	630,249	118,249
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)			該当事項はありません。				
50,018	794	776							

(デリバティブ取引関係)

第24期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)			第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。			同左		

(退職給付関係)

第24期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。
2. キャッシュ・バランス型年金制度	2. キャッシュ・バランス型年金制度
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
退職給付債務の期首残高 123,134千円	退職給付債務の期首残高 240,371千円
勤務費用 120,547	勤務費用 126,047
利息費用 244	利息費用 408
数理計算上の差異の発生額 13,440	数理計算上の差異の発生額 5,629
退職給付の支払額 16,994	退職給付の支払額 52,873
過去勤務費用の発生額 -	過去勤務費用の発生額 -
退職給付債務の期末残高 240,371	退職給付債務の期末残高 308,325
(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務 240,371	積立型制度の退職給付債務 308,325
未認識数理計算上の差異 21,943	未認識数理計算上の差異 11,500
貸借対照表に計上された負債の額 218,427	貸借対照表に計上された負債の額 296,824
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用 120,547	勤務費用 126,047
利息費用 244	利息費用 408
数理計算上の差異の費用処理額 2,125	数理計算上の差異の費用処理額 4,813
過去勤務債務の費用処理額 -	過去勤務債務の費用処理額 -
確定給付制度に係る退職給付費用 122,917	確定給付制度に係る退職給付費用 131,270
(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.17 %	割引率 0.21 %
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、87,664千円であります。	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、84,950千円であります。

(税効果会計関係)

第24期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 262,697千円	未払費用 203,110千円
退職給付引当金 66,893	退職給付引当金 90,887
長期未払費用 67,464	長期未払費用 341,499
無形固定資産 186,091	無形固定資産 211,586
その他 406,126	その他 357,717
小計 989,272	小計 1,204,802
繰延税金資産合計 989,272	繰延税金資産合計 1,204,802
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 33,360	その他有価証券評価差額金 36,213
小計 33,360	小計 36,213
繰延税金負債合計 33,360	繰延税金負債合計 36,213
繰延税金資産純額 955,912	繰延税金資産純額 1,168,588
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.86 % (調整)	法定実効税率 30.62 % (調整)
賞与等永久に損金に算入されない項目 4.32 %	賞与等永久に損金に算入されない項目 1.40 %
その他 0.13 %	その他 0.08 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.31 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.11 %
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

〔セグメント情報等〕

第24期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	19,586,658	9,067,941	5,277,342	33,931,942

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
29,851,487	4,080,455	33,931,942

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第25期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	21,024,391	7,649,897	5,712,670	34,386,959

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
31,118,697	3,268,261	34,386,959

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3 . 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第24期
(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	39 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,802,083 3,415,734 8,283,252		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振替 (注3) 株式報酬	営業外収益 営業外費用	179,970 18,578	一年内返済予定の 関係会社 長期借入金 未払費用 長期未払 費用	3,000,000 293,841 917,901

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。

(注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第24期
(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港 区	83,616 百万円	金融商品取 引業		資金の調 達 (注1)	資金の貸付 有価証券の償 還	6,000,000 6,699,989	短期貸付 金	6,000,000
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港 区	100 百万円	資産保有等		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等	営業外収益	293,850	未払費用	546,465
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業		現金の保 管	営業外収益	44,032	現金・預 金	3,195,215
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメント ・ストラ テジー・ LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	31 百万ドル	投資顧問業		投資助言 (注1)			未払費用	362,371

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

第25期
(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	49 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	5,206,251 3,179,886 8,497,716		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振替 (注3) 株式報酬	営業外費用	385,987	未払費用 長期未払 費用 関係会社 長期借入 金	579,843 1,255,929 4,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2~2.5年であり、担保は差し入れておりません。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第25期
(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業		資金の調達(注1)	営業外収益	8,125	短期貸付金 未払費用	6,000,000 550,482
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100百万円	資産保有等		費用の振替(注2) 資産の保有等	営業外費用	127,367		
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000百万ドル	銀行業		現金の保管	営業外収益	43,267	現金・預金	2,599,130
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国 ロンドン	590百万ドル	証券業		費用の振替(注2) 資産の保有等			未払費用	280,705

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

(1 株当たり情報)

第24期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	第25期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1 株当たり純資産額 2,027,647円27銭	1 株当たり純資産額 2,037,331円36銭
1 株当たり当期純利益金額 522,341円22銭	1 株当たり当期純利益金額 477,424円33銭
損益計算書上の当期純利益 3,342,983千円	損益計算書上の当期純利益 3,055,515千円
1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益 3,342,983千円	1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益 3,055,515千円
差額 -	差額 -
期中平均株式数	期中平均株式数
普通株式 6,400株	普通株式 6,400株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第26期中間会計期間末 (2020年6月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		8,923,357	
短期貸付金		10,000,000	
支払委託金		12	
前払費用		124,990	
未収委託者報酬		3,202,763	
未収運用受託報酬		1,217,661	
未収収益		1,013,756	
立替金		3,531	
流動資産計		24,486,073	92.2
固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア		394,847	
投資その他の資産			
投資有価証券		620,012	
長期差入保証金		51,592	
繰延税金資産		934,107	
その他の投資等		82,333	
投資その他の資産計		1,688,046	
固定資産計		2,082,894	7.8
資産合計		26,568,967	100.0

区分	注記番号	第26期中間会計期間末 (2020年6月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		103,163	
未払金		1,266,617	
未払費用		3,792,732	
前受収益		7,053	
未払法人税等		570,832	
未払消費税等	* 1	294,743	
賞与引当金		706,538	
その他		196,553	
流動負債計		6,938,234	26.1
固定負債			
関係会社長期借入金		4,000,000	
退職給付引当金		335,132	
長期未払費用		830,307	
固定負債計		5,165,440	19.4
負債合計		12,103,675	45.6
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		13,502,033	
利益剰余金合計		13,502,033	
株主資本合計		14,382,033	54.1
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		83,259	
評価・換算差額等合計		83,259	0.3
純資産合計		14,465,292	54.4
負債・純資産合計		26,568,967	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	第26期中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		11,075,286	
運用受託報酬		3,876,604	
その他営業収益		2,434,672	
営業収益計		17,386,564	100.0
営業費用及び一般管理費	* 1	15,367,058	88.4
営業利益		2,019,506	11.6
営業外収益	* 2	185,108	1.1
営業外費用	* 3	19,039	0.1
経常利益		2,185,575	12.6
税引前中間純利益		2,185,575	12.6
法人税、住民税及び事業税		526,486	3.0
法人税等調整額		233,940	1.3
中間純利益		1,425,148	8.2

重要な会計方針

項目	第26期中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2 . 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。</p>
3 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
4 . 収益および費用の計上基準	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）を適用しております。
5 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第26期中間会計期間末 (2020年6月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第26期中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	
* 1 減価償却実施額	無形固定資産	32,027千円
* 2 営業外収益のうち主要なもののうち	株式従業員報酬	115,311千円
	受取利息	38,310千円
* 3 営業外費用のうち主要なもののうち	支払利息	19,039千円

(リース取引関係)

第26期中間会計期間（自2020年1月1日 至2020年6月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期中間会計期間（自2020年1月1日 至2020年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,923,357	8,923,357	-
短期貸付金	10,000,000	10,000,000	-
未収委託者報酬	3,202,763	3,202,763	-
未収運用受託報酬	1,217,661	1,217,661	-
投資有価証券			
その他有価証券	620,012	620,012	-
関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。投資有価証券については、投資証券であり、直近の基準価額によってあります。

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によってあります。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末（2020年6月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資証券	500,000	620,012	120,012
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第26期中間会計期間（自2020年1月1日 至2020年6月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第26期中間会計期間（自2020年1月1日 至2020年6月30日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,075,286	3,876,604	2,434,672	17,386,564

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
15,654,566	1,731,997	17,386,564

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第26期 中間会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)	
1 株当たり純資産額	2,260,201円94銭
1 株当たり中間純利益金額	222,679円41銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
(1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,425,148千円
1 株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,425,148千円
差 領	- 千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第26期中間会計期間（自2020年1月1日 至2020年6月30日）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (2019年12月末日現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (G S A Mロンドン)	1,756千米ドル (192百万円 1米ドル=109.56円)	主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。G S A Mロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A Mニューヨーク)	49百万米ドル (5,368百万円 1米ドル=109.56円)	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド (G S A Mシンガポール)	14百万米ドル (1,534百万円 1米ドル=109.56円)	シンガポールにおいて、内外の有価証券等に係る資産運用およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2020年3月末日現在)	事業の内容
三菱U F J信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年3月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2020年2月28日	有価証券届出書
2020年2月28日	有価証券報告書
2020年8月28日	半期報告書
2020年8月28日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2020年2月28日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)の2019年12月7日から2020年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村SMA・EW向け)の2020年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)の2019年12月7日から2020年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし(野村SMA・EW向け)の2020年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年8月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRRLデータは監査の対象には含まれていません。